

予算審査特別委員会（3月12日）（開会 午前9時29分）

委員長

皆さんおはようございます。3月5日の定例会において当特別委員会に付託されました平成31年度各会計の予算案を本日より審議して参ります。私といたしましては委員会をスムーズに、そしてその結論が適切に導き出されるよう努力をして参りたいと思っておりますが、委員の皆様方におかれましては、前置きは割愛していただき、その質問の趣旨がわかりやすく、要点のみとした簡潔な発言に心がけていただきますとともに、質問が議題外にわたらないよう特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。また、委員からの質問に対しまして、町理事者、または関係課長各位には端的で誠実なる答弁をお願いしたいと存じます。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。これより本委員会に付託されました平成31年度平取町各会計予算について審査を進めて参ります。なお、発言される場合は、委員長の指名の後に発言されるようお願いいたします。それではまず、議案第19号平成31年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めて参りたいと思います。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず平成31年度あるいは平成30年度として発言されるようお願いいたします。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので予算書の11ページをお開き願います。このページにおいて質疑ございませんか。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。櫻井委員。

櫻井委員

35ページの町営住宅使用料に関してであります。昨年の予算額より270万円ほど歳入が増えているんですが、自分の感覚ではあります。空き住宅が増えている感が否めない中で、このように270万円ほど歳入が増えているということがちょっとよくわからないことがございまして、滞納分の回収も含めて使用料が増えるということと理解してよろしいのか、その辺を伺いたしたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道課長

歳入の内訳に関してですけれども、現年分ということでは空き家率を97%、そのうち収納率が97%ということで積算いたしまして6250万円ほどになります。それと滞納分は30年度と同じ率で収納率8%ということで積算して230万円ほど、あわせての6486万1千円ということでありまして、現在、

空き家があるのは現実なんですけども、一応今入居している部分での見込みということで計上いたした結果、増というふうになっております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

それでは全体的に家賃が今上昇傾向というか、そういうことで増えるんですか。これちなみに平成30年度とあわせて戸数が増えているということはないんですか。

委員長

建設水道課長。

建設水道  
課長

個数は増えておりません。ただ公営住宅の制度といたしまして、所得との関係がありますので、その辺が少し増えたりんだりしてだと思しますので、個別に戸数が増えたとかそういうことはございません。

委員長

ほかございませんか。36、37ページ。千葉委員。

千葉委員

36ページのアイヌ文化博物館使用料のことについてお伺いしたいと思えます。29年、それから平成30年、少しずつ使用料が上がってきて、今回も150万円ほど増えているというこの経緯について、中身についてお知らせいただきたいと思えます。

委員長

文化財課長。

文化財課  
長

まずは入館者の実績数になりますけども、平成29年度実績で博物館の入館者が約2万3千人近くいます。それでの収入金額が昨年度は650万円を超える数字だったんですが、30年度、今現在の見込みですが、恐らく入館者が2万7千人ぐらいになるんだろうというなかで算出した結果、31年度の予算では、入館料800万円組んでも問題ないということで予算しました。

委員長

千葉委員。

千葉委員

その中で内外ともに注目されているアイヌ文化の関係でありますけれども、外国人の、いわゆるインバウンドの時代を迎えた外国人の入館者というのはどのような状態で推移しているのかお知らせいただきたいと思えます。

委員長

文化財課長。

文化財課

結論から言いますと大変申しわけないんですけど、入館者、外国人の占める割

長 合が前年度と比べて増えているということは説明できるんですが、実は補助金  
得てインバウンドの改修工事をやった後に、29年度、それから30年度の震  
災前まで、来館者に、見た目なんですけど、外国人と思われる方にどこの国から  
来ているかということ聞き取り調査をして、入館者数のデータをまとめよう  
と思ったんですけど、一方でちょっと大学の先生にあたる外国人の人からそう  
いう調査はいかがなものかということでクレームがつきまして、アイヌ文化博  
物館という民族的な業務をやっている博物館が人権的な差別になるんじゃない  
かと指摘を受けまして、ちょっとそれは賛否両論あるんですが、結構国連等に  
レポートを書いている大学の先生であって、そのあともメール等でその後の対  
応はどうしているかという問い合わせがあった関係で、やるのであれば完全に  
完璧にやりなさいという指摘も受けまして、なかなかそこまで入館実績を外国  
籍に分けるといいうことができなかつたものですから、感覚的に例えば今ですと  
2万7千人入っている内の何%とか10%とか、そういう感覚では回答できる  
んですが実数としては正直出せないのが現状です。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 入館予定の平成31年度とこの数字は29年度は2万3千人、平成30年度は  
2万7千人ということの見通しということでしたが、31年度の見通しについ  
ては数字をおっしゃいましたでしょうか。言ってなければ教えてください。

委員長 文化財課長。

文化財課  
長 あくまでも予測ですけども、30年度地震がなければということを考えており  
ましたので、31年度においては3万人近くなるんだろうということ計算し  
ております。

委員長 ほか、高山委員。

高山委員 37ページの農林水産使用料の関係でちょっと聞きたいんですけども、これ  
町営牧場の使用料等については222万3千円ほど増えているということにな  
っていますけれども、農用馬は変わらないんですけども、乳牛がやっぱり9  
00頭ぐらい増えているということで、肉用牛は増えているんですけども、  
昨年質問した時に乳牛については毎年少なくなっている、川向については入っ  
てくる牛が少なくなってきたというようなことでございましたけれども、  
去年聞いたときに、一定程度、富川というか町外からの乳牛も受けているとい  
うようなことの確か回答いただいたと思うんですけども、900頭ぐらいと  
いう、去年は180頭ぐらいということで聞いたんですが、今年はさらに増え  
ているというのは、やはり町内ではなくて、町外からの乳牛の受け入れが大き

くなっているという要素があるのかどうかその辺お聞きできればと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えします。乳用牛につきましては、入れている戸数が増えているということではなく、2戸は2戸なんですけども、その農家さんの乳用牛の入れる頭数が若干増えているということで、29年度15頭だったのが30年度は19頭というかたちで延頭数で増えてきているようなかたちであります。宿主別の肉牛につきましてはここ数年伸び率が高く、平成28年度7戸、29年度9戸、30年度11戸ということで戸数も増えておりますけども、実際に入っている頭数も平成28年度153頭、平成29年度198頭、平成30年度におきましては245頭が、実頭数で入ってきているというかたちで数字が伸びておりますので、その分の増加というかたちになっています。確かにおっしゃるとおり、農協合併以降につきましては富川からの牛が入ってきているのは事実であります。

委員長 ほかがございませんか。なければ38、39ページ。四戸委員。

四戸委員 4節の二風谷ファミリーランドの使用料について伺いたいと思いますけども、昨年、胆振東部の地震がありまして来客が減ったというのは承知しておりますけども、沙流川まつり等も中止になっていたんですけども、31年度に向けて109万6千円のマイナスという、この要因なんですけれども、その影響を受けての数字なのかその辺についてお聞きしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えします。ファミリーランドの使用料の見込みについてなんですけども、天候に左右されやすいという面が多くて非常に計算するのが難しいので今まで近年ずっと実績というかたちで、計上させていただいたところがございます。実際、昨年30年のファミリーランドの使用料は456万円と、あと売店の関係で33万円は雑入で受けて、合計480万円という数字なんですけども、平成29年が非常に天候が良くて、逆に565万円というような数字があったものですから、それも実績対比になるとどうしても100万円という差が出てしまったというような感じになりました。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今の課長の説明では、天候、昨年は胆振東部の地震もございました。そういう面で数字的には30年度並みの数字を出しているのかなというふうに感じてい

るんですけども、逆に天候に左右されるという面はわからないわけでもないんですが、やはり胆振東部の地震による影響が大きかったんじゃないかなというふうに感じておりますけども、100万円のマイナスというのはちょっと大き過ぎるんじゃないかなと思っておるんですけども、その辺はどうお考えですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 確かにこの辺の大きい数字について検討というか考えたところではあったんですけども、先ほど申しましたとおり平成29年が近年の中で1番大きい数字で、平成30年が1番低い数字ということで最大と最小がちょうど連続したというようなかたちになったものですから、今まで実績で数字を上げていたということに関して来年だけまた違う見込みで出すのは、根拠というのが示しづらかったものですから、あくまで実績の数字で表示というか、計上するという考えで出させてもらいました。

委員長 よろしいですか。ほか、なければ40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。櫻井委員。

櫻井委員 47ページの1節の教育総務費補助金に関してなんですが、ここに直接載っていないんですけど昨年30年度の予算書を見ますと、コミュニティースクール導入等促進事業補助金というのが載っていたんですが、30年度で平小、平中が終わって今年度から5校ですか、残り。そこに今度はコミュニティー制度が導入されるということでありますが、平成30年度でそちらから出していただいた見積書を見ると外5校についても全て歳出終わっていますよね。それで完了したということで、今回載っていないという理解でよろしいのかどうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。櫻井議員の言うことでいいと思います。30年度で全てのところが運営協議会を立ち上げたということのなかで、31年度から補助金はないということになります。

委員長 ほか、櫻井委員。

櫻井委員 今年というか今後においては、養護学校の協力を得るだとか、高校のことも含めてコミュニティースクール制度、導入してもいいのではないかという話が確かあったと思うんですけど、そのことに関しての補助金はもう出ないということになるんでしょうか。

委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。そのとおりでございます。
委員長	ほかございませんか。なければ48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。
委員長	高山委員。
高山委員	62ページの財産貸付収入なんですけれども、もし分かれば貸付収入の中の建物貸付収入の1100万円なにかしかなのですね、どんな項目というか、どんな内容なのかというのが、わかれば答えていただきたい、わからなければ後で明細でも教えていただければ大変ありがたいんですけれども。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	質問の建物貸付料ですけれども、内訳といたしましては一般貸付ということで約199万円ほど、あと農業研修生住宅、何件かありますけれども、その部分の家賃収入が140万円ほど、あと農協に貸し付けているトマトの加工場、トマトジュースですね、それが550万円ほど、その他滞納分ということで19万円ほど見ておりまして、それを合わせた金額でございます。
委員長	よろしいですか。高山委員。
高山委員	すみません。今の件、もう1回ちょっと。暗算で計算するとそんな数にならないような気がして。聞き間違えたのかなと思います。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	それでは正確な数字をお教えします。建物貸付総体で1107万2千円なんですけれども、その内、私のところの建設水道課で把握している建物貸付料が、正確にいうと911万8千円でございます。それで一般貸付が、先ほどちょっと数字丸めたんですけれども正確に言います。198万6948円。農業研修生住宅が139万6800円。農協に貸し付けている分が554万4千円。それと一般貸付の滞納分ということで19万815円ということで、これを全部足していくと911万8千円なると思います。1107万2千円との差額がいくらかありますけれども、これは私の方では把握していないということで、他の課

で持っている部分もあると思います。

委員長 わかる課はございますか。後ほど調べて。ほかございませんか。なければ64、65ページ。66、67ページ。68、69ページ。70、71ページ。72、73ページ。74、75ページ。76、77ページ。78、79ページ。80、81ページ。82、83ページ。84、85ページ。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 84ページの1のトマト・和牛フェア実行委員会貸付金元利収入ということになっているんですけど、歳出のときにでもまとめて聞こうかと思ったんですけど、従来、貸付金150万円、こういうかたちとっていないんですけど、今回に限りこういうかたちをとったというのはどういう理由かだけ教えていただけますか。

委員長 産業課長

産業課長 お答えいたします。この10年につきましては北海道地域づくり総合交付金を活用して行っているものでありますが、平成30年度から地域づくり交付金において間接補助が認められなくなりました。町経由での助成が困難となりましたので実行委員会が直接補助を受けることになっております。それに伴い実行委員会の事業遂行上、資金不足というかたちになりますので、町から貸し付けを受け、その償還をこの科目で行うというようなかたちになります。法人格を持たない実行委員会に対しては、町が助成をするというのは間接補助になるのでそれは認められないと。法人格を持っているNPOですとか、農協ですとか会社であれば、町経由での補助や委託は構いませんよというかたちでありますので、実行委員会だとかが補助を受けるという場合は、事業遂行上、生産地にお金が入ってきますから、お金が足りなくなるのでこのようなかたちになるかと思います。

委員長 ほか、ございませんか。井澤委員。

井澤委員 85ページの平取町二風谷国際先住民フォーラム2019のここでは歳入がありまして、歳出の分での説明がまた出てくると思いますけども、実行委員会は既に立ち上がっているというふうにお聞きしたと思いますが、これは戻ってくるというか、貸付金が戻ってくるということになりますけど、実際の貸し付けられる時期とか、そしてまたこれが戻ってくるんだと思いますが、その辺のところについて、10月の5、6日にやるということですが、事前に実行委員会の要望に応じて速やかに貸し付けというようなことを行った上でこれが返って

くるといふことと把握してよろしいでしょうか。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 31年度に入りましてまもなく貸し付けを行なって、事業が10月の5、6日ということになっていますので、それ以降清算をして、この500万円というのはもともと内訳としては各団体からの助成金ということになっていますので、それらの精算を終えて年度内には貸付金については返せるものと思います。

委員長 ほかがございませんか。なければ86、87ページ。高山委員。

高山委員 雑入の86ページなんですけれども、新しい事業で小さい金額でありますけれども、ニトリの北海道応援基金助成金とあるんですけれども、これは中をみてみると色んな、例えば植樹だとか環境だとか色んなものがあるんですけれども、多分これは応募して決まったので、この実行予算の予算書に入ってきていると思うんですが、どんな内容で応募して、どういう経緯でニトリの北海道応援基金助成金が当たったのか、事業項目というか、中身がなんで募集したのかを教えてくださいいただければ大変ありがたいんですが。

委員長 産業課長。

産業課長 ニトリの基金につきましては120年の植樹祭用のお金ということで、ニトリから助成を得られるということで、今般、決定を受けておりますので、それでここに歳入として入れております。町内におきましては、ニトリのお金を使って植樹をしているのはみどりが丘の住民センターの裏山、消防の裏に今桜がきれいに咲いておりますけれども、そこが前回やったところでありまして、相当数、年数が離れておりますので、今回の申請についてはそのまま認められたというようなかたちになっております。

委員長 ほかがございませんか。なければ88、89ページ。90、91ページ。櫻井委員。

櫻井委員 90ページの農業債についてであります。昨年平成30年度、第三者継承就農支援事業というのが300万円計上されていたんですが、今回載っていないということは、これもまた例のトマト構想、トマトの里構想に関連するということで今回載せてないのか、第三者継承につきましては事業的にはずっと今後も続くということで理解していたものですから、どうして今回なくなったのかというのが理解できないんですが。



委員長 後ほどということでもよろしくお願ひいたします。ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 すいません。88ページの件で伺いたいのですが。1節の民生費の中のびらとりかつら園特殊浴槽整備事業570万円ということであります。特殊浴槽につきましては、この570万円で確か2分の1に相当する額というふうに理解しておりますけれども、ご承知のように、かつら園の大規模改修といいますか、そういうことでは道のほうと言いますか75%の補助ということをやりたいという計画が出ておりますけれども、そういった意味ではこの特殊浴槽がその大規模改修の75%の補助には該当しないと、1千万円を超える特殊浴槽でありながら該当しないということで、町のほうとして2分の1を補助したいということで計上されたというふうなことだと理解しておりますけれども、そういった意味では、言い方として適切かどうかあれなんですけど、過疎債ということで聞いております。そういうことで言ってみれば、もっと補助率が高くなるようなそういう対応というのは可能ではないのかなという、ちょっと考えるんですけど、その辺、改めて検討できないのかなということで伺っておきたいなと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。総合計画の中でも登載した事業があつて、その事業については国、道の75%補助という事業がございました。これについては現在法人のほうから申請をしているところです。採択になるかどうかというのはこれから決まりますので、もしなつた場合は新年度、31年度の中で補正対応ということになるかと思ひます。ただ先ほど鈴木委員言われたとおり特殊浴槽については補助対象外ということに、国、道の見解として出されておりますので、今回特に耐用年数6年程度のもものがもう10年以上使つていて、いつ壊れてもおかしくないという状況もあつたものですから、2基のうちの1基、ストレッチャー式の分について今回計上したわけです。町の方針としては基本的に町の負担分というのは、補助事業にあつては残つた財源の3分の1、補助がない場合については2分の1という内々の、そういう法人との話し合いの中で決めていてという分もあるものですから、今回はその例にのつとつてその総額の2分の1を町で助成したということで、このように計上しているところです。

委員長 ほかございませんか。90、91ページ。92、93ページ。千葉委員。

千葉委員 93ページの消防債についてお伺ひしたいと思ひます。昨年9月に震度6弱あるいは5強ぐらいの地震がありまして、ちょっと心配しているのは建物の状況、今現状どうなのかなと。それと増えた部分の消防施設整備事業ですね、これ雑

駁で構いませんので、その内訳について、建物の状況含めて、今現在の安全性を含めてどうなのかということでお答えいただきたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。消防債6250万円ではありますが、全額過疎債を予定させていただいております。水槽付ポンプ車、水槽容量2千リットルのものを整備するということで、過疎債、交付税70%充当されるものを予定しております。

委員長

消防署長。

消防署長

建物の現在の状況についてお答えをいたします。地震の状況とそれからその後の余震について、若干、本庁舎については亀裂等が見られる部分はあります。大規模改修というかたち、もしくは耐震改修というところまでは至ってないような状況で、今後構成町とも協議しながら、改修ではなく新築もしくはその用途を立てながら、総合計画の中で状況を勘案して今後検討していきたいということで進めているところであります。

委員長

千葉委員。

千葉委員

大きなダメージがなかったということでもありますけども、これはまた歳入の部分で聞かなくてはいけない分だと思うんですけども、やっぱりきちんとした調査費も計上していく必要があるのかなと思っていますので、今後のそういった調査に注目しておりますので、どうかよろしく願いいたします。答弁はいいません。

委員長

ほかございませんか。94、95ページ。以上で歳入の質疑を終了いたします。次に、歳出の質疑を行います。97ページから質疑を行います。質疑ございませんか。98、99ページ。高山委員。

高山委員

一般管理費の中で先般いつもつけていただいている、一般管理へ一括計上した定数外職員報酬及び賃金比較表というやつを担当主幹のほうからいただいたんですけども、これでいくと報酬と給与の関係については人数が総体的にわかるんですけども、俗にいうその物件費の中にある賃金ですけども、これ予算の性質別の比較表というか表を見ると、賃金だけで年間そういった意味ではかなりの金額になっているんですけども、1億5千万円ぐらいになるんですけども、俗に言う報酬と給与とそれ以外の物件費にある賃金というのは何人を想定しているのか、まあ臨時的にということで1日、2日というようなこと

もあるのかもしれませんが、大まかで今臨時の賃金というのは、どれぐらいいるのかちょっとわかれば教えていただければと思います。

委員長 休憩します。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時18分)

委員長 再開します。先ほどの高山委員の質問に対しての答弁からお願いいたします。総務課長。

総務課長 臨時、嘱託職員の関係、人数のご質問だったと思いますけれども、嘱託職員46人です。準職員については16ということで、31年度の予算計上させていただきます。

委員長 よろしいですか。高山委員。

高山委員 46というのは総務課に載って一般管理で対応している嘱託職員賃金というか、これが46名とその他に16名ということですか。例えばこの表をつくる時に、横断的に各科目の中からの賃金総数が出ているはずなんですけど、その単純な合計でもいいんですけども、それは一般管理にかかわったわけではなくて全部の、ごめんなさい、ここ一般管理なんで申しわけないです。

委員長 総務課長。

総務課長 ただ今申し上げた一般管理の部分でありまして、一般管理費以外で各科目にわたって、賃金が入っております。全部で106名というかたちで計上しております。

委員長 ほかがございませんか。高山委員。

高山委員 もう一回ちょっとあれなんですけれども、ここに書いてあるのは、賃金46人ということになるんですけれども、これはあれですか、今でも昔の職階制みたく準職員は1号嘱託、例えば嘱託職員は2号嘱託、その他臨時ということの分け方では今はだめなのか、その辺ちょっともう一回教えていただきたいと思うんですけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。以前、1号嘱託という言い方をしておりました。今は準職員というふうに呼んでおります。それについては報酬の中に計上しており、以前2号嘱託という言い方をしており、今は嘱託職員というふうに言っておりまして、賃金の中に計上しております。

委員長 ほかがございませんか。なければ先ほど歳入90ページの櫻井委員の質問に対して答弁をお願いいたします。産業課長。

産業課長 第三者継承につきましては、平成30年度を過疎債の対象ということで載せておりましたが、過疎債のソフト事業の対象にならなかったため、平成31年度からは一般財源の方に回しております。

委員長 よろしいですか。総務課長。

総務課長 それと先ほど62ページで、土地建物貸付収入のお問い合わせで、建設水道課長が答えた以外の部分については、主なものとして旧貫気別中学校の校舎等貸付料、これは西松建設に貸し付けているものでありますが、ほか色々数が多いものですから、まとめて後ほどご報告させていただきたいと思っております。

委員長 それでは98、99ページ。質疑ございませんか。千葉委員。

千葉委員 99ページの使用料及び賃借料の中身について2点ほどお伺いしたいと思っております。1点は行政システム機器使用料、それともう1点は庁舎電話機等の使用料についてでありますけれども、昨年と比較いたしまして電話の使用料は半分以下、平成30年度の場合は139万円、約140万円あったのが、今年の歳出としては、約60万円程度で抑えられている。それから行政システムの機器使用料についても、昨年平成30年度は720万円ほどあったが、290万円程度に抑えられている。この要因というか、何かリース料とか何か、機器のことが関係しているのか内訳についてご説明いただきたいと思っております。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。庁舎電話等使用料であります。これにつきましては、昨年30年度におきましては、テレビの受信料ですとか、ダスキンのモップの使用料も一緒に入っていた関係で、今年から14節の1番上の事務機器等使用料に、移行をいたしました。それによってこの庁舎電話機等使用料、この「等」の中に今申し上げたものが入っていたので整理させていただいたということがあります。それと、行政システム使用料につきましては、これについても事務機器使用料の方に移設させていただいておりまして、中の内訳の違いで事務機

器使用については、昨年517万3千円、今回1096万3千円ということで中身をちょっと整理させていただいたという内訳の違いであります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 機械が調子悪いのかあまり聞き取れなかったんですけども、振り替えた事は何かその背景にはどんなことがあるんでしょうか。振り替えなくてはいけない何かがあったんでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 例えば電話機等使用料の中に、先ほど申しあげましたテレビ受信料ですとか、ダスキンの使用料がありましたので、「等」の中で括っていたんですが、電話を電話機の使用料ということで、59万5千円上げさせていただいて、それ以外は事務機器等使用料に移設したということで、そういう意味で内容について見て整理をしたということでもあります。

委員長 ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員 99ページの19節のところ、1番上のところで平取町自治会総合交付金1200万円というところがありますけれども、これの所管が教育委員会からまちづくり課に替わって予算というのが計上されているのか、この交付金がどの団体にどう下りていってどう使われているのか、その辺について教えていただければと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 19節の平取町自治会総合交付金ではありますが、これは主に自治会の事業に対して補助しているものでありまして、防犯灯のLEDとか、LED化するとか、あるいは防犯灯の電気料ですとか、そういった部分が主で、あとはいろいろと町だよりだとか配っていただいてそういう事務委託料だとかあります。流れとしては防犯灯等電気等の関係は町民課を窓口として、支払いは総務課というかたち、あるいは今一部申しあげました自治会の町だよりだとか、そういうことをうちが委託している分については総務課ということで、それを一本化しましてこの一般管理費の19節で支出しているということでもあります。

委員長 ほか、ございませんか。なければ100、101ページ。102、103ページ。中川委員。

中川委員 103ページの町有林管理費について伺いたいと思います。この中の12節の役務費の中で、説明ではドローンの講習会ということで、手数料、保険料が支払われていると思いますけども、30年度の時には備品購入費でドローン1台買っておられると思いますけども、30年度現地研修、森林の現地研修のときにドローン見させてもらいまして、説明の中でこれ1台では足りませんよというふうに私たちは説明を受けていたんですけども、31年度の時にはここにもう1台ドローンの経費が載ってくるのかなと思ったんですけど、ここでは載ってこなかったということは、1台でそれでおさめるのかどうか、そこら辺のことを聞きたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 ドローンにつきましては現地研修させていただきましてありがとうございます。その際、様似からの担当者の説明でもドローン1台では不足するので追跡用のもう1台を必要としますという話だったんですけども、本年度の予算には要求はしましたけれども、査定段階で本年度は少し我慢していただきたいということなので、今年は計上していないところであります。それと保険料、手数料につきましては、初年度については無償で付いてくるものがありますけども、31年度以降につきましてはきちんとした講習を受けたものがドライバーとしていなければ保険に入れないというようなかたちになりますので、講習会の受講料とその手数料を今年度改めて計上しているところであります。

委員長 中川委員。

中川委員 今のお話を聞きますと、そうすると今後についても、まだもう1台ドローンの計上はしていくと考えているということですね。

委員長 産業課長。

産業課長 予算要求はしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほか。井澤委員。

井澤委員 102ページの15節工事請負費の中の1番上、沙流川アート館大規模改修工事についてですけれども、当初の予定がヒアリングの中で、31年度と32年度に分けてやるということで、31年度については、建物本体の直しというようなことがあったんですが、これについては31年度でやるということは、既にこの30年度で内部設計というか、内部でやるということですけども、地震被害等も加味して設計等が終わっているのでしょうか。

委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	この辺の沙流川アート館の大規模改修工事につきましては、建設水道課の方で見積もっていただいているということで、31年度につきましては屋根の葺き替えですとか、外壁の塗装というふうに考えておりました、32年度に内部的なものをやろうというふうに考えているというところです。
委員長	井澤委員。
井澤委員	31年度の分について内部設計というか、建設水道課でやることについては、31年度分ですけれども、今年度中も残り少ないですけれども、工事設計とかいうのは終わっているかどうかという質問をしたんです。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	設計というよりも見積もりというか、そこの作業はもう総合計画の上げる段階から固めていますので、できているというふうに捉えて構わないと思います。
委員長	ほか、櫻井委員。
櫻井委員	先ほどのドローンの中川さんの質問に続く内容なんですが、昨年、役務費の中で手数料と保険料とあったんですけど、昨年は確か保険料は計上されていないんですよね。それで今回どうしてこれ載ってきたのかということと、この4万1千円というのは当然保険料ですので毎年毎年計上されていくものなのか。それと平成30年度においてはどういうことで有効に活用されたのかということを知りたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	保険料につきましては昨年度もお話ししたと思うんですけども、購入年につきましては1年間無償で付いてくるものであります。1億円の対物、対人が付いてきます。それで昨年度は計上しておりません。それで1年しか有効でありませんので31年度分については、このようなかたちで計上しているところで、継続的に来年度以降もこのようなかたちで予算計上したいというふうに考えております。それとどのように有効的ということなんですが、若干導入が遅れましたので、現在フライトの練習をしている状況でありまして、今週みどりが丘のグラウンドでフライトの練習をし、10時間以上の飛行がなければ講習を受けられませんので、10時間以上の飛行を目指して今のところドローン

を調整しているところであります。

委員長 高山委員。

高山委員 同じく町有林管理の今それぞれ質問ありましたドローンの関係なんですけれども、今回査定の中ではということで1年見送りということになるんですけれども、機種も含めてということで、いろいろこれからは検討されるんだろうと思うんですけれども、できれば研修とか講習も、例えばそういう滑空時間というのでしょうか、そういうもののクリアも含めて、1名でなくて、この年度から2名ということでやって、次年度機械を入れたら、スムーズに講習を受けなくても機械が今1台ですけれども、スムーズにそういった内容で移動というか、事業が進められるようなかたちで、今年度から講習というか研修については、もう1名というふうに、課の中の体制もいろいろあるんでしょうけれども、できれば複数名が研修を受けながら、次年度以降にも対応できるよう今年1名を増員するだとかという、そういった考え方はないのか伺いたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えします。おっしゃるとおりだと思っております。それで31年度につきましては、林務で1名、土木で1名ということで予定をしています。2名が受講するというようなかたちになっております。

委員長 よろしいですか。高山委員。

高山委員 ということはこの手数料は、林務だけじゃなくて土木の1名も含めた2名分というところでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 そのようなかたちで科目的にということもあろうかと思えますけれども、主に林道、治山の工事設計をしていただいている担当者と林務の担当者というふうに考えております。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 102ページの15節工事請負費の3番目の町有建物解体工事のところ、予算説明のところ、私が聞き漏らしたところなんです、どの建物でそして駐車場にそのあとするということと、それでその金額は幾らになるかということで、ここで金額は明示されていないので教えていただきたい。



総務課長 委員長。

委員長 総務課長。

総務課長 今ご質問の職員住宅は役場正面から見て、左手にというか、正面の玄関から見て左手に車庫ありますが、その裏に老朽化した職員住宅があります。そこを解体して駐車場にしていこうというふうに考えております。金額につきましては工事請負費ですので、説明の当初でも申し上げましたが入札等の関係で、これは金額を明示しないということになっておりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

委員長 ほかございませんか。最初にもお願いしたんですけれども、30年度、31年度とはっきりお願いいたします。よろしくお願いいたします。104、105ページ。中川委員。

中川委員 104ページの町有林造成費について伺います。その中の工事請負費の中で、まず保育間伐事業、それとここに利用間伐事業というのが二つ載っておりますけど、この違いについてまず教えてもらいたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 保育間伐事業というのはいわゆる除伐、切り捨てることを言います。間伐事業というのは材を出すというふうに捉えてもらって結構だと思います。11年は保育、17年目以降についてはできるだけ間伐というかたちで材を出したいと考えておりますけども、その現地に応じては切り捨てるになりますので保育に移る可能性もあります。

委員長 中川委員。

中川委員 今、間伐についても、木を2列全部、その1列、2列ごと全部切っていくという方法が主になっているというふうに聞いておりますけども、そのメリットというのはどういうことなのか。普通であれば、そんなふうに全部切られたら、その主の人方はこれでは勿体ないなというようなこともあるんですけども、その2列全部切るという間伐の方法はどのようなメリットがあるかお聞きしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 恐らく列状間伐のことをおっしゃっているんだと思いますけども、町有林にお

いても、今までは定性間伐、いわゆる調査班が現地に入り、不良木等々を見ながら細いのを伐っていくというやり方、鉋を入れて除伐なり間伐するというやり方でありましたけども、近年は、列状、中の2列を切って残り8列を残す、2伐8残というやり方ですとか、1伐5残というやり方、1列伐って5列残すというやり方、いろいろ出てきております。列状間伐のメリットといたしましては、列状にすることによって1列2メートル50センチありますから、1列伐れば5メートル、2列伐れば7メートル50センチの幅ができますので、その間をブルドーザーなりが歩くことができると。そうすることによって今まで除伐で終わったものが材を出せるというかたちになりますので、これから求められるチップの材料等については、そのようなことをやることによって今まで伐り捨てて山に投げていたものを今度は材として出してこられる。まだ11年であれば恐らく10センチまで行ってない状態で、7センチから8センチぐらいだと思いますから、そのようなものであってもチップはなりますので、チップの材料として対応できるというかたちになっています。列状間伐につきましては、ここ3年ぐらい一般民有林でも行っておりますので、もしかすると、近間でそのような山を見ることがあり、どうしても何故そんなにも一気に全部伐ってしまうんだという思いもあろうかと思えますけども、一つの山、カラマツであれば35年から40年が伐期ですから、そこまで計算していくと、最終的に列状をやっても定性やっても収穫する材の量は同じというふうに、一部研究者の間ではそういう話も出されておりますけども、町有林として実績はありませんので、その結果については出ておりませんが、循環型経営のなかで植え付けてきた30町の部分については、町有林としても列状を除伐段階からやりたいと思っておりますので、30年先には一定の数字が出てくるかなと思っております。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 104ページの1番下、公有財産購入費800万円、水源涵養、環境林取得費ということで、説明の中では豊糠地区でということなんですが、これの面積とか流木の状況とか、河川に隣接しているかどうかということについてお聞きしたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えします。地番につきましては豊糠62番地になります。面積につきましては31万3900平米ということになります。それで現状でありますけども、山間の河川に隣接したところではありません。町有林に隣接しているところでありまして、林道芽生線を入れました、1番取っかかりというか、その頂点のところこの豊糠62番地が接しておりまして、その横は町の町有林の山という

なかたちになっております。

委員長 すみません、産業課長。これ常任委員会できっちり細かく説明されているはずなんですけれども。

産業課長 よろしいですか。

委員長 ほかがございませんか。松澤委員。

松澤委員 105ページの13節、平取町ホームページ運用保守委託料ですが、30年度は63万6千円でしたが、31年度40万円程上がりまして改修という説明だったんですけど、どのような内容になっているか伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今のご質問にお答えしたいと思います。通常ベースの管理委託料としては、例年に約60万円ほどお支払いして、委託というか管理していただいているんですけども、どうしても大幅にホームページの内容を更新というか変えなくてはならない部分とか、更新してからもう既に5、6年たっておりますので、不良というか不具合というか、直したいところがあるんですけども、なかなか職員の方で直せない部分もありまして、それで管理会社の方に委託するのに必要な経費ということで、今回40万円程、委託料ということで計上させていただいております。

委員長 松澤委員。

松澤委員 それは内容の大幅なりリニューアルというか、そういうことではないということですね。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今、現在あるホームページ上で、ちょっと見づらい部分だとかの修正というか、必要な部分の改修ということになります。

委員長 ほかがございませんか。井澤委員。

井澤委員 105ページの19節のところで、平取町自治振興会補助金のところで145万円とあって、1万2千円、わずかですが減ってますが、自治会の役員をしているものとしてはこの辺の補助金について、減った理由、少ない数字ですけれ

ども減っていることについては、どんな理由があったのでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この減っているのは、自治会交付金ではなくて、日高弁護士相談センターの負担金の方が減っているということになります。

委員長 ほかがございませんか。なければ106、107ページ。中川委員。

中川委員 106ページの支所費の中で、委託料、振内合同庁舎清掃管理業務委託料について伺いたいと思います。まずこれ説明の中で、民間委託というふうに説明を受けたわけですが、ここもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。現在、嘱託職員の1名が3月31日付けをもって60歳の定年を迎えることによりまして、平取町定数外職員取扱規則により、身分保有の期限が終了して民間に業務を委託しようとするものであります。

委員長 中川委員。

中川委員 その時、高齢者事業団という方法もあったと思うんですけども、そういう考えはなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 高齢者事業団ではなく、もう1社の民間のアイビックスに委託ということで、町としては考えております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 中川議員と同じところですけども、こういう定年とか、期限とこのことのために、特に振内地区ですと、すずらん園の障がい者の方々の雇用のことも常に頭に置いて町政は進めていただいていると思いますけれども、役場本庁舎、各役場公共施設について、こういう清掃業務とかいうことについては障がい者の方が引き受けやすいような業務環境かなというようなことを推測しますが、その辺のことについて障がい者雇用については積極的に平取町として行うという委員会等での発言もありましたところですが、こういう何らかの機会、この今年定年になる方の雇用も守るということも前提の中で、民間委託の契約の中に入

るということですが、その辺のところでは障がい者雇用について、どのように具体的なことで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。町といたしましては、障がい者雇用ということ、それを直営で町が雇用するというところでありますが、一方で、行革大綱におきまして業務の民間委託推進というのをあげております。このことにつきましては、その民館委託の推進という内容で判断をいたしまして、委託をするということで考えております。障がい者雇用につきましては重要なことで、法改正もありましたので、別途、町の職員を募集、採用するべく、募集をさせていただいております。過去において一時期、職員として、事務職員として採用させていただきましたが、本人の自己都合でお辞めになりました。その後、ハローワークからも、今いろいろ問題になっておりますが、障がい者雇用をしっかりと、法定雇用率を守れということに来ていますので、募集は随時させていただいておりますが、応募がないということで、それでもハローワークとも相談しながら、対象者の把握に努めながら、まちだより等で周知して、一般事務、役場関係あるいは町の行政機関の事務に採用する方向で検討させていただいております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

関連しますけども、国の官公庁のところでは障がい者雇用の数値が偽造されていたということで、非常に大きな問題化されていますが、かつて一般質問等で高山議員が障がい者雇用のことについて、法定の割合を確認しているかどうかというようなことで確認して、障害者手帳を持っている方だというような回答があったと思いますが、国のようなことが平取町において障がい者の雇用について、誤ったことが行われていないか、その辺については確認されていますでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

支所費の部分からはちょっと離れるかもしれませんが、障がい者雇用については法定が保有率が2.5%ということで、現状は法定の雇用者数が4人のところ、現状は3人になっております。1名不足しておりますので、先ほど申し上げましたように、まちだよりで随時募集させていただいて、かつハローワークに対象者の紹介をさせていただいております。ハローワークもその障がい者雇用の担当ですから、町に全面的に協力しながらいろいろ探していただいておりますが、対象者がいないということでどうしても1名減になっておりますが、鋭意、法定雇用率に達成するように努力していきたいというふうに考えております。

す。

委員長 ほかございませんか。なければ108、109ページ。四戸委員。

四戸委員 108ページの9目の企画費13節の委託料、デマンドバス運行業務委託料について伺いたいと思います。平成30年度の予算から見て平成31年度においては、約半分ぐらいの予算となっていますが、まずこの減少した要因については、どういう要因なのか。単純に利用者が少なくなったからなのか。またそのほかに何かの要因があって減少になったのか、その辺について詳しく説明願います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 デマンドバスの件についてお答えしたいと思います。デマンドバスにつきましては、今までいろいろな公共交通の関係で議会等でもいろいろご指摘を受けておりまして、31年度におきまして大幅な見直しをしていきたいということもありまして、一応9月を目途にデマンドバスを一応中止をして、10月以降、別の方法でデマンドバスに代わる運行をしていきたいということで、今検討中でございます。それにつきましては31年度に入りましたら議会の皆様にも方法等についてご相談していきたいなということで今考えておりますので、それで一応半年分ということで、デマンドバスの運行経費の委託料が減っております。

委員長 四戸委員。

四戸委員 デマンドバスは廃止の方向かなというふうに課長の発言で伺いますけれども、9月ぐらいにということなんですけれども、そのデマンドバスに代わるのは、今のデマンドバスでなくて、今社協でもバスがありますけれども、福祉バスもありますけれども、そのようなかたちに変えていくのか、またそうじゃなくて別なかたちでそういう利用者のバスを設けて民間に委託していくのか、その辺についてはどのように考えておりますか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 現在ちょっとまだ具体的にご説明できないんですけれども、新しくデマンドバスを委託するということは考えておりません。今のびらつくと、それに乗れないお客さんとか町民の方を補完するようなかたちで、民間事業者を活用するようなかたちでできないかなというふうに考えておりまして、それについては、なるべく早い時期に議会のほうにご相談をしていきたいなというふうに考えております。

委員長

ほか、高山委員。

高山委員

109ページの同じく企画費の負担金補助及び交付金の中で、質問させていただきたいと思います。この中で負担金の一番上にあります生活交通確保対策事業補助金ということで、これは道南バスに足の確保も含めてということで、過去相当年数前から、それぞれ補助金を出している格好になっています。確か当初は1400万円ぐらいということで、それからずっと上がってきて去年は1950万円の一応予算計上で、先般もちょっと補正をしましたがけれども、今年度2700万円ということで、そういった意味では途中で補正したものも含めて相当数な金額の増加になるんですけれども、補助の出し方も計算方式がありますので、一定の利用者だとか、その他いろいろ加味した中での補助金ということになるんですけれども、今年で2700万円ということになって、利用者があまりされないというようなことになってくると、来年は大台の3千万円にのるかなということになってくるのではないかという、そういう危惧されるような内容になるんですけれども、全体的にこれからの、先ほど今、四戸委員が言ったように町の住民の足を確保するという観点から、トータルとして今検討しているということでありましてけれども、ランドデザイン的なかたちのなかで、足の確保をどうするかということがやはり近々にやっぱり検討せざるを得ない状況になってくるんだと思うんですけれども、この道南バスに対する補助金の上がり方についての説明を求めたいと思うんですけれども、お願いをしたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

この道南バスの補助金が上がってきている原因については、去年の12月にもご説明しましたが、人件費の高騰だとか、あと車両の更新にかかる減価償却費の増、それから燃料費の増等で上がってきていると。それとあとやはり利用者が、道南バスが運行している路線バス全体で利用者も減ってきているというようなことで、運行経費がやっぱりかかっているというようなことになっております。それでこの経費については、道南バスの車両の更新が、去年である程度終了したということがありますので、これについては今後の燃料費等の高騰等もありますけれども30年度、31年度ぐらいがピークではないかなというふうには考えております。ただ、このまま置いておいてもこの赤字が減るといのは考えられませんので、今後についてはそのバスの路線についても、あまり人が乗っていない、減便をしてもあまり影響がないようなバスについては、道南バスと相談しながら、減便等にしながら、経費の節減等にも努めていきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。ほか、井澤委員。

井澤委員 108 ページの一番下、15 番の工事請負費のところでは二風谷地区再整備事業の工事に関わる31年のところで500万円計上されていますが、この30年度でやったところで一昨日、工事の道路際の看板が立ち上がって、夕べ見ますとライトアップされているようなので、良い看板ができたなと思うんですけども、これについてはまちづくり課担当で進めてきたんですけども、私は写真を撮って見たんですけど、大きな電柱が道路際走っている電柱があって、観光地を目指しているこの二風谷地区再整備事業の中でこの電柱が景観上も大変良くないなということを感じて、この事業の中ではもう、予算執行が31年のこの部分を含めて終わるんでしょうけれども、アイヌ文化に関わるこの施設の、この地区の再整備ということがあったんですけども、この辺について、電線の観光地に向けて埋設化とか、そういうことについて、アイヌ関係の予算ということでアイヌ新法に基づいて31年度に10億円の政府が予算計上しているということもありますが、この辺のことについて、今まちづくりが確保した予算の中で行われてきたんですけども、新年度に向けて新しいアイヌ新法に基づく予算にこの電柱埋設化によって、アイヌ文化振興そして観光振興が図られることができないかと思うながら昨夜見ていたんですけども、その辺に関してはいかがでしょうか。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 新しいアイヌ政策の関係の中でできないかということだと思いますけども、基本的に今の政府で予算をしている平成31年度で10億円という予算を組んでいますけども、内容としては主にソフト事業ということも言われていまして、またハード事業についても改修とか、あるいは生活館の耐震化ですとか、そういうようなことが具体的に出されているものですから、今の電柱の地中化というかその関係についてどうなるかというのは今後、昨日も確か話したと思いますけども、新しい交付金の交付要綱的なものは4月に入ってから示されるようになっていきますので、それを見て対象となり得るかどうかを検討していきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。高山委員。

高山委員 今そういった意味で、二風谷コタンの関係のところの公園整備の関係で話が出たので、先般、推進協議会の中で国道淵に新しく作ったトイレについても、ほかの委員の方が、あれはトイレとしてはなかなか確認しづらい、だから植樹かなにかでということありましたけれども、そのようなお話をしたら、デザインした篠原先生から、よく理解できない説明で、ちょっと叱責を受けたような雰囲気はあったんですけども。あそこは鳥瞰図をつくるということでございますので、もうちょっとトイレが駐車場と反対側になったりするというようなことがあるので、そういうサイン表示等についてはどういうかたちで、この前



回見せてもらったものがありますけれども、もうちょっとトイレも含めてよりわかりやすく、そういった意味では表示することが適当かなというふうには思うんですけれども。それと、入ったところの小川を渡る橋の色も含めて少し変えるということは、今なんていうんでしょうか、すごく抜けた肌色みたいな感じで。篠原先生いわく公園の中と外では、伝統の文化の中ではなくっきり分けることが適当だというような指摘があったんですけども、公園の中に入った最初の橋、私たちが見せていただいた時には軽乗用車が通って壊れてはいたんですけども、あの橋もあんな色だと少し違和感があるので、少し茶色っぽいような色にして、欄干も擬木でちょっと対応するとか、そういうな設計変更みたいな、これから手直しみたいなことはできるのかも併せてお聞きしたいと思うんですけれど。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

まず、あそこの周辺の施設の案内については、国道側と駐車場側に周辺地図の案内看板を設置しますので、その中でトイレの位置だとかチセの位置だとかというのを明記するようにしておりますし、また二風谷全体の観光パンフレットを、今、観光商工課の方で作成しております、その中でもあの辺の周辺、二風谷コタンの周辺の地図等も載せる予定をしておりますので、その中で先ほど今言われたようなトイレの位置だとかというのを明示するようなかたちにはなろうかと思えます。それから今、言われました遊歩道の中にある橋の色の変更だとかということなんですけども、それについてはちょっと現段階では、今のところできないような状況になりますので、今後、利用していく中で何か支障があれば、検討させていただきたいなというふうに考えております。

委員長

高山委員。

高山委員

鳥瞰図とかサインはそういうかたちでということになるんで、もちろんトイレの壁にも、やっぱり壁とか見やすいところにも表示があるかなと思うんですけれども、正直なところ車で通るとトイレというよりも何かプレハブの倉庫みたいな感じに私としては見えるんですよね。ですから、そういった中で、少し植樹だとかサインだとかというかたちの中で、整理をしていただければということでお話をしました。ただ橋については、使ってみてから後で変えるということではなかなかできないので、コタンの中にある、推進協議会の時に言えば良かったんですけど、デザインしているのが篠原先生だとわかっていたんでちょっとなかなか言いづらかったんですけど、使ってから検討するというよりも、オープンする前に少し色だとか、中は伝統的なアイヌ文化の空間だという先生の捉え方でいくと中も含めて、中の方は少し色もあわせてチセ群にマッチするようなやつを、作ってからではやっぱり変えようがないんで、どうな

のかなというのをもう1回だけ、その辺回答をお願いしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 橋については、一応擬木ということでそういう色というか、それに配慮したかたちで色を選んで設置をしているということもありますので、どうしてもすぐわないというのであれば、ちょっと検討させていただくとか、今の段階ではちょっともう工事の方も終了しておりますので、それを取り替えるとかというのは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

委員長 ほか。藤澤委員。

藤澤委員 高山議員に続く話になるかと思いますが、トイレ、実は相当数の町民の皆様からの不評をいただいて、私はうっかり気がつかないで現場倉庫でないのかなと言った記憶があるんですね、大変反省しておりますが。そういうことを玄関口から含めて、慎重なデザインをお願いしたいと重ねて申し上げます。

委員長 ほかございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 ここで言うべきかどうかちょっと難しいんですけど、この総合計画審議会委員会報酬という項目がありますのでここで言わせていただきたいんですが、総合計画の決定を見て議会に報告されるまでの経過がございますが、審議会ですら一定程度決定されたものが議会に報告をされるということで、今回も審議をしたわけではありますが、なかなか審議会ですら決定したものというのは、議会で覆すだとか、あるいは異論を唱えるということは非常に難しいので、そろそろこの報告までの経緯といいますか、この方法というものをそろそろ考える時期に来ているのではないかと思うんですね。議員の中でもこう話し合いますと、審議会が終わる、そして議会がその意見等を聞き入れそして議論をする、そしてそのあとでその議論をまた審議会に戻すなりして、ある程度情報の共有といいますか、どういうことが話されて、どういうことに異論があったかということが、お互いにわかっていた方がより良い総合計画のものができると思うので、今年度、いつ頃にその審議会が行われるかわからないんですが、そのことを少し考えてみてはいかがかという提案なんですけど、いかがでしょうか。

委員長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。この総合計画審議会方式は平取町の伝統というような方法と思ひまして、決して議会の意見が、事前に審議会ですら審査したことで、議会の意見を妨げるものではないという認識を持っていただきたいと思います。

おります。ただ審議会もやはり中々人口減少ですとか、それから各地区に出かけていっていろんな意見を聞く場を持って、なかなか参加者が少ないですとか、そういう現実もございまして、ちょっとどうしたらいいかなど。基本的に、自治基本条例に則った情報公開と住民参加という、そういう理念に則って、こういうことをやっているということですからけれども、現実としてなかなかそういったことが難しくなっているというようなこともございまして、それからいろいろ今櫻井委員おっしゃったような行き違いでもないんですけども、そういったことも生じるということであれば、やはり本来的にはどんな事業を来年度平取町がやっていくのかということをはかるといかに多くの意見のもとに組み立てていくかというのが本旨だと思いますので、議員の皆さんがそういうことを感じておられるというようなことも真摯に受けとめさせていただいて、今後やり方についていろいろ検討を、今までの反省等も含めて、我々も受け止めて検討させていただければと思っています。

委員長

ほか、井澤委員。

井澤委員

今のことに、櫻井委員のことに関連してですけども、私、さっきも言いました。自治会の役員もしていますので、地域での貫気別地区での説明会というのが、このローリング、説明があるんですけども、そこで説明受けて、議員の私ですがそこに役員として出席しますので資料見せていただいているということがあって、それから1か月ぐらいして、各その説明会場でのどんな意見があったというのが付けられて、我々議員のもとに届くというようなかたで、そのタイムラグがあって、議員がそれぞれの地区で行われる自分の地区か他の地区でも行って参加してその資料見れば、原案というのを見ることはできるわけですけども、その中で私感じるのはやはり地区提示するその段階で原案というんですか、それを議員に見せていただくのが一番良いんじゃないかと。後で各地区でどんな意見があって、さあ議員さんどう考えますということじゃなくて、議員も一緒に考えていくというのでは協同のまちづくりの中に議員も入っていいんじゃないかと。そうすれば櫻井委員が先ほどおっしゃったように、審議会でも私も質問した中にも答えがあったけど、審議会でも決まっていますので、なかなか元に戻すことはできませんという答えがあったけど、そういうことも防げるんじゃないかと思うので、重ねてそのような方法の検討をお願いしたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

基本的に私ども来年の事業で、3か年のローリングのこういう原案を出すということは、いわゆる議会と町側の2元代表制の原則といいますか、そういうものに則って、町としてこういった原案を用意して、それはやり方としてそういう審議会なり住民の方の多くの意見を盛り込んだものを議会に提出するという

のが一つの手法だというふうに考えてございます。そこでさらに審議をいただくという手順を踏んで行なってきたつもりですけれども、現にそういった不具合でもないんですけれども、そういったことが起きているということであれば、先ほど申しましたとおり、ちょっとやり方も含めて、今までの原則をどうやるかというようなところもありますけれども、ぜひ新しいやり方といいますか、検討させていただければと思っています。

委員長 108、109ページ、ほか。松澤委員。

松澤委員 109ページの19節起業化支援対策補助金なんですが、30年度の予算の時と一般質問でもさせていただきましたけれども、この金額になっていきますけれども、同じになっておりますけれども、内容検討等していただいたかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この起業化支援の補助金につきましては、他の町の状況等も勘案して、当面この100万円で行きたいなというふうに考えております。それで今のところ30年度については利用がない状況でございまして、新年度、31年度また件数が増えてくれば、対象者がいれば、それについては補正等の対応をしながらやっていきたいというふうには考えております。

委員長 松澤委員。

松澤委員 このことに関しましては他の町のことは関係ないと思うんですよね。うちの町の計画なので、そういう理由じゃなく他の理由でちょっと答えていただきたいなと思うんですけれども。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この補助金の金額につきましては、今までも100万円が多いか少ないかということでございますけれども、100万円起家できるのかということでございますけれども、起家する方については基本的には自己資金でやっていただくのが本来基本だと思うんですけれども、その後押しをするのに町として補助金を出しているということでございますので、この辺については今後さらに検討をしていきたいと思いますが、当面はこの金額を進めていきたいなというふうに、今後起家される方の資金状況だとかというのも確認していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、これについてはもう少し検討をさせていただきたいなと思います。

委員長

よろしいですか。休憩します。11時25分再開いたします。

(休憩 午前11時18分)

(午後 午前11時26分)

委員長

再開します。最初にもお願いしたんですけれども前置きは割愛していただき、質問の趣旨がわかりやすく要点のみとした簡潔な発言に心がけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは108、109ページ。櫻井委員。

櫻井委員

108ページ、109ページを見てみますと、エネルギーに関するいろいろなバイオマスの熱電供給設備だとか、あるいはペレットストーブ導入、北海道再生可能エネルギーバイオマス産業都市推進会議負担金などがいろいろ載っているんですけど、これ改めて平成20年2月に策定されました平取町地域新エネルギービジョンというのをもう一度見てみたんですよね。それを見てみますと、例えば公共施設では木質チップボイラー、びらとり温泉あるいは小中学校、雪冷房でびらとり温泉、一般家庭では木質ペレットストーブの140世帯を目指す。あるいは産業で言えばマイクロ水力発電、農業用ハウスへのボイラー導入、それから畜産ふん尿等によるバイオガスとか、野菜貯蔵庫と、こういった項目がいろいろ出ているんですが、この導入スケジュールにしても、当然のことながらほとんど絵に描いた餅というふうな状態になっておりまして、当時から10年以上が経ちまして、経済状況あるいはエネルギーの状況というものがかなり変わって参りまして、本当に見直す時期に来ているというのは、理事者も十分には分かっていると思うんですが、年号も今年変わるということもございまして、このエネルギー政策というのをもう一度、ビジョンを立て直すというか、考え直すというか、つくり直す時期に自分は思っているところでありまして、その辺の考え方と言いますか、理事者はどういうふうに考えているのかというのを伺いたいんですが。

委員長

副町長。

副町長

今ご質問にあった新エネルギービジョン、それから最近で言いますとというか、バイオマス産業都市構想が現在、今の当町のバイオマスエネルギーの指針となるかなという認識でございまして。ただ、いろいろ経済状況ですとか、地域情勢とか、それから例えば公共施設へ導入するときのコストですとか、そういうものでなかなか構想どおりには進んでこなかったというような経緯がございまして、その辺やはり高いハードルといいますか、掲げたということも実は反省としてあるかなというところですので、本当にこういう再生可能エネルギーの地域利用というのはこういうビジョンがあるとおり、当町の方向性の一つだという認識もございまして、基本的にバイオマス産業投資を、あれは変更が可能

で認定はされていますけども、変更しながらその地域にあったようなかたちにしていくという、基本的にはそういう構想であるということで、各省庁もそういうかたちで認めてくれているということでありますので、来年度、詳細設計、具体的に進むというような状況でございますので、そういったことを契機に、もっともっとう現実と言いますか、実現可能な方策、施策等についてぜひ再考させていただきたいと思っています。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

エネルギーに関しての指標となる大切なものなので、今副町長おっしゃったように本当に実現可能な、今さらということでもないんですけど、これが策定されてすぐ温泉があって、だけど温泉にはチップボイラー入らなかったよねというそういう当初のころからこのビジョンというのが覆されたというか、履行されなかったという経過が、経緯がありますので、ぜひともこのきちんと、本当に実現可能なビジョンをきちんと打ち立てて示していただきたいというのが希望でありますので、答弁はよろしいですがよろしく願いたいと思います。

委員長

ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員

108ページの1番上の報酬のところ、空き家対策審議会委員報酬10名18万3千円とありますが、空き家対策の中で、承諾が得られたのが、1年前ぐらいか1年半ぐらい前に聞いたところでは、2戸くらいしかないということだったんですけども、10名の審議会委員にお願いしても、自主的に成果が出ていないという状況ですけども、この辺のことについては、新年度どのように、積極的にいくのか消極的にいくのか、その辺についてお聞かせください。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

空き家対策につきましては、なかなか事務が進んでないというのが現状でございます。現在、町内の空き家の状況も調査を順次しておりますけれども、なかなか所有者からの理解というか、承諾が得られないような状況がありまして、なかなか町の方に空き家の登録をしていただけないというような状況になってございます。ただ近年、危険家屋というか、所有者等がわからなくて倒壊しそうな家屋ということで、たまに町の方にも相談がございまして、そういう家屋の整理というか、処理をしていくためにはこの協議会をつくって協議をしていかななくてはならないということもございまして、31年度につきましてはこの辺について、対応できるようなかたちで協議会ができるようなかたちで進めていきたいなというふうに考えております。

委員長

ほか。四戸委員。

四戸委員

19節の負担金の補助金及び交付金の中で、民間賃貸共同住宅整備費助成金について伺いたいと思います。このことについては、あまり前置きをやったら委員長に怒られますので短くします。町の人口が減っているなか、例えばうちの小中学校の学校の先生、高校、養護学校もあるんですけども、ほとんど単身の7割の方が他の、例えば隣の日高町だとかそういうところから通学しているわけなんですけども、そのとき委員会かなんかで私言ったときに、まちづくり課長だったと思うんですけども、そのことについては協議したいというような言い方されたと思うんですけども、その後どのような協議になっていたのか、お聞きしたいなと思ひまして今質問したんです。よろしくお願ひします。

委員長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

協議したいとはどういうようなことでしょうか。

委員長

四戸委員。

四戸委員

その時には、要するに今の共同住宅、町が補助していますよね。ほとんどが1LDKというのはあまりなくて、2LDKだとか以上が多くて家族の方が入っているのが多いと思うんですよ。それで、そのとき言ったのはそういう学校の先生たちが、高校にも住宅はあるんですけども、ほとんど水洗トイレでないからそういうところには住みたくないということで、町外から通ってきているわけなんですよ。それで、そういう方も含めたなかで、そういうことをできないかということ、例えばそういうところ2LDKなんかに申し込んでも断られるという状況があったものですから、だからそういう方のことも考えてくれないかと言ったときに、協議しますというような答弁だったと思うんですけども。協議はどのような協議になっているのかお聞きしたいなと思って今質問したんです。

委員長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

その件については現在のところ、30年度については建設されている事業者がないということでそういう協議は一切していません。ただ、今四戸委員が言われたようなことに関しては、建て主さんの意向というのもしゃり出てくると思いますので、その辺、町のほうの事情というか、そういうのも話をしながら、ただ、その人たちを優先的に入れてもらえるかどうかという部分がなかなか難しいところもあるのかなと思いますけれども、そういう相談が、建てると

いう相談というかあれば、その辺についてはこちらのほうも建て主さんのほうとは協議というか、お願いというかたちになろうかなと思いますけども、そういうことができるかどうかというのは相談していききたいなどは考えております。

委員長 四戸委員。

四戸委員 3回で終わりですね。

委員長 大丈夫ですよ。簡潔にお願いします。

四戸委員 それで例えば今そういうふうに私言ったんですけども、その後調査する必要があると思うんですよ。例えばそういう単身者、小学校、中学校、高校、養護学校含めて、単身者が、やっぱりそういう話も聞かないと、どういふかたちで他の町から通われているのか、そして、どうしても単身用の住宅を建てないとならないということになれば町がこういう民間住宅の中で補助して、そういう事業主を探して建ててもらおうという方法もあると思うんですよね。だから、とりあえず、そうしたら今どのぐらい単身者の人が他の町から通ってきているか、どういう事情で通ってきているか、その辺は調査してみる必要があると思いますけどもいかがでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 そういう件については必要性はあると思うんですけども、その対象者をどうやって絞り込むかというのが大変難しく、うちのほうで、学校の先生だとかだと、ある程度教育委員会に聞けばどちらから来ているというのはわかるんですけども、それ以外の単身者についてなかなか誰が町外から通ってきているという人の把握をするのがちょっと、今現状では難しいかなというのがありますので、把握できる範囲では調査はできるかなと思うんですけども、町全体というのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 僕ちょっと他のところも質問したいんですけど、今のところの話は、通勤はそれぞれの事情があるので、どういふかたちでということについては調査するのが難しいと思うんですけども、去年質問したなかでは基本的には町が補助金を出してアパートを建てている、マンション建てているということのなかで、なるべく町の補助金をもらって建てたアパートに家主さんが、例えば養護学校の先生だとか高校の先生だとか、短期で転勤されるような人はお断りをすると



ということが、やはり地域から出てきていたということの話を受けて、去年そういうかたちで対応したんだと思うんですね。その時に担当課長は通勤する人の事情でなくてアパートの家主さんが町の補助金を受けて建てたところにそういう制約をかけるのはどうかなというようなお話を協議してみるということの話だったはずなんですよ。ですから、去年建てるところがなかったの、協議はしてないということではなくて、建てたところに空くときもありますし、これから建てるところもそうなので、例えば空いたときに養護の先生がそこをお願いしたいと言っても、正直、断るということがやっぱり多数であったというふうに聞いているので、そんなことはないように、一度家主さんに町の補助金で強制はできないんでしょうけれども、協議をしてみるということのお話だったので、そのお話し合いがこれから建てるものではなくて今まで建てたものの中でも対応はお願いをしてみるということになるのかどうかということの内容だったの、その辺をもう一度、これから建てる建物についてもさることながら、もうすでに補助金をもらって建てているところについても、そういう空いたときには申し込みをするとというようなそういうことがいろいろ言われていたの、ということの内容だったと思うので、その辺の協議がされているのかどうか、強制はできないんですけども、お願いをしているというようなことなかで、お話し合いがされているのかどうかというのを、再度もう一度お聞きしたいなと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

その件についてはこちらのほうから建て主さんのほうにはお話しはしてないという状況でございますので、今のお話を受けて、今後3月、4月、多分移動が出てくる可能性もありますので、それについては今までの建て主さんのほうにもちょっと協議をさせていただきたいなというふうに考えております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

先日、産業厚生委員会で懇談ということで、温泉支配人の方に来ていただきまして、いろんなことについて教えていただいたんですが、そこには観光商工課長だけでなく町長、副町長も同席していただいたんですが、その中で支配人が職員の住宅について、今3人ぐらいの単身者の方の職員が富川地区から、平取町内に住宅がない、見つからなかったの、通っている職員がいるということのなかで、それで町営住宅の利用ができないとか、いろんなことについて要望が出ていたと思いますので、そのとき聞いたのは観光商工課長でありましたけれども、まちづくり課長がいろんな調べていくということのなかで、具体的に温泉についてはかつては町職員が直接やっておりましたけれども、委託してやっていただくときに受けた会社さんが職員を採用して、それで住まわすところまで考

えなければいけないのでなく、平取町内にはちゃんと住まわすところがありますよというぐらいの条件を整えることで、この温泉施設の良い運営ができるんじゃないかなということ支配人のお話から伺ったことがあるので、そういうことも含めて、調査の中で温泉施設の職員のことについてもぜひ頭に入れて進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

まず温泉の職員が町外から、富川から通っているということは聞いておりますので、私としては土地を斡旋というか、提供して、提供というか、これから協議になろうかと思えますけれども、アンビックスのほうで、職員住宅を建ててくればよろしいかなというふうに思っているんですよね。ですから、そういう話を支配人には、本当にここで働いているんでここで住んでもらうために、アパートの奨励もやっておりますけれども、何とかそういうことで私の方から社長のほうにお願いをして、可能かどうかわかりませんが、そういうかたちで取り組みを進めることで、支配人にはお願いをしておりますので、できれば本当に平取町に職員住宅を建ててくれば一番ありがたいというふうに思っております。それと民間の賃貸共同住宅整備事業の助成金については、これは平成25年からスタートしまして、目標は30戸ということでございましたけれども、すでにその30戸については到達をしておりますが、まだ需要があるというようなことで、これは継続しながら何とか定住、移住につなげたいというようなことで、今年度も予算計上をさせていただいたところでございます。特に養護学校の校長先生ともこの間お話をしておりましたけれども、先生方については、ご夫婦で共働きをして町外からたまたま二つの籠というよりは一つのところから通うためにいる、あるいは北広島、あるいは札幌市周辺から、持ち家を持っているから、もう高速に乗れば、それは通勤補助も出るんで、そういうかたちで通ってもらっても全く朝だとスムーズに来るということで、1時間ちょっとぐらいで来るということ、まあその辺はあまり強制的にここに住んでもらうということはない事情もあるのかなと思いますし、それ以外にアパートがなくてここに住めないという事情もあろうかと思えますけれども、いずれにしても養護学校の職業コースの関係もございまして、ぜひそういった事情も議員さんの中からもお話ありましたので、そういうことあわせて、かなり教職員住宅も老朽化しておりますので、そういった改善要請も現在行っているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長

井澤委員。

井澤委員

今、町長から温泉職員のことについて支配人とアンビックスさんが職員住宅を建てて確保してはどうかということも話し合っているということがあったんで

すが、さっきのページのところの予算の中で、二風谷の分譲地10区画のうち、5年ぐらい前から始まった事業ですが、1区画は建っていて、今2区画目が隣接した土地でしたけども、工事中ということがあって、残り8区画が残っている状況で、以前一般質問で松原議員がその辺のことについて、販売促進というのか、いろんな条件緩和というなことも言っていましたけども、そういう意味では、温泉会社が職員住宅を建てる意味では、造成した時の、この10区画の造成した補助金等の制約等があるかもしれませんけれども、どこかでそういう温泉職員の住宅が欲しいということと、分譲区画が売れないというところなかで、あの地区に整備されたあの地区にそういうものを、町として、町長が・・・に土地は提供してでもということのなかでは格好の場所じゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

そのことについては、分譲して今2軒目が今建とうとしてございますけれども、その部分については、弾力的に検討できるかどうか、内部でも十分協議しながら、できれば本当に提供してすごく格安な値段でありますので、提供というよりは買ってもらいながら、そういったことが可能かどうか、そういった支障がないかどうか、十分協議しながら前向きに少し検討して参りたいというふうに思っております。

委員長

ほかございませんか。高山委員。

高山委員

申しわけないですけども、109ページの負担金のところの中で、起業化の下に空き家対策推進事業補助金で90万円ということで、予算に載っているんですけども、確か昨年聞いたときに去年は50万円だったんですけども、当時聞きましたらバンクに登録されていて、そして住むときの改修等の費用にすることで、去年は50万円ということで、今年90万円なんですけれども、そういった意味ではちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、この補助金というのはどこへ出しているんですか。そのバンクの関係のこの90万円という補助金はどこへ出しているのかということが一つと、今年、去年より40万円増えたということは、改修の見込みがある内容ということで40万円増えたのかどうかその辺ちょっと教えていただければと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

まずこの補助金の支出先は改修をする方に助成をするというかたちになります。それからこの助成金の予算額が増えた理由でございますけれども、要綱を改正する予定をしておりますして、改修に対して50万円というのは変わらない

んですけども、解体の部分は今検討しておりまして、古い空き家を壊すときに、解体するものについて助成できないかということで、これについては後ほど議会のほうとも相談しながら要綱の方、改正していきたいということを考えているんですけども、危険空き家というか、ある程度自分で壊せる能力のある方というか、所有者だとかがわかっている方でもし空き家を壊したいという方がいた時に、そこに助成ができないかというふうに考えているところでございます。

委員長 ほか、ございませんか。なければ110、111ページ。112、113ページ。114、115ページ。116、117ページ。118、119ページ。120、121ページ。122、123ページ。124、125ページ。高山委員。

高山委員 125でもよろしいんですね。

委員長 125ページですか、はい。

高山委員 これは予算ばかりではないんですけども、扶助費の中に、125ページの扶助費の中に、障害福祉サービス費等ということで、直接はこの関係ではないんですけども実は昨年でしたか、自分の一般質問の中で障害者差別支援法という中に確か質問させていただいたんですけども、障害者差別解消法の中で職員の特に窓口だとかそういったところでは、そういう障害者に対応するようなマニュアルをつくって実は対応しなさい、それは義務化ということのなかで確か一般の方のところは義務化ではないんですけども、義務化ということのなかで質問させていただいたんですね。それで実はそういったなかでは先般の政策会議の中でもちょっとお話したんですけども、実はその障害者差別解消法の中で、作りなさいというマニュアルについては、実は町はちゃんとつくっているんですね。作っているんで、できれば作ったものを1回説明してもらおうということ、できましたよということでもらえれば大変ありがたいということのほかにも、例えばこれを、例えば窓口職員じゃなくて町の職員全員にかかわるようなことなんで、例えばそれに対して職員研修会の中でそういう研修をしたのかどうか。合理的なマニュアルというのは、例えば前に介護保険だとか何かの障がい者の計画をつくるときに、障がい者の耳の聞こえない方、目の見えない方にはどうしましたかと言ったら、窓口に来た人でとか言うんですけども、このマニュアルは基本的には、できれば目の見えない人には例えば読んで聞かせる、窓口で。例えば耳の聞こえない人には筆談をするというようなことのマニュアルを作ったはずなんですけれども、どのように活用されているのか。作ったのであれば、できれば議会にも説明、別になしでも、大変悪いんですけども1冊もらえれば、ありがたいかなというんですけども、作った

ものがあるはずなんで。サポートなんだかというやつなんですけども、それをどのように活用しているか、ちょっとここでお聞きできればと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。当時高山議員から一般質問いただいた直後に、直後というかそのあとにマニュアルをつくりまして、全職員に庁内LAN、パソコンの掲示版で全職員に配布をいたしております。議会には紙媒体では提出させていただいていませんでしたので、改めて提出させていただきたいと思います。職員研修会等では説明というか、そういったかたちでは過去にはしておりませんので、今後検討して参りたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。高山委員。

高山委員

二つあるんですけど、一つ福祉ということなので、委託料が、二つあるんですけども、一つは成年後見実施機関運營業務委託料というのは対象というか、委託の先は社会福祉協議会でいいのかどうかというのが1点と、それから一番上に障害者相談支援業務委託料というのはこれきっとすずらんでやっている施設なんですけれども、これらの実績というのはどのようにわかるのか、教えていただければありがたいんですが。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

まず1点目の成年後見制度の委託料については、これは社会福祉協議会ということですのでよろしいです。それと2点目の障害者相談支援業務とって振内のなないろというところになりますけども、年間1250件ほどの相談ケースがあって、このうち訪問、職員が直接訪問するような場合が850件、それと来所が100件、それ以外電話の相談とか、そういうものが300件、あわせて1250件という実績でございます。

委員長

休憩します。再開は午後1時といたします

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後12時59分)

委員長

少し時間が早いですけれどもお揃いなので、再開したいと思います。午前中の歳入、62ページ、高山委員の質問の答弁から始めたいと思います。総務課長。

総務課長

午前中に高山議員からご質問のありました土地建物貸付収入62ページであり

ますが、建設水道課長からお答えしたもの以外のものについて申し上げます。北電富川に対する電柱占用料、北電苫小牧の送電線ほかの占用料、N T T 苫小牧の電柱ほかの占用料があわせて、20万3千円となっております。そのほか、土地貸付料で川向牧野、宿主別牧野、あわせて149万6千円。その他建物につきましては、沙流川ダム建設事業所倉庫賃貸料、これは旧旭生活改善センターであります、それと旧貫気別中学校の校舎等賃貸料、西松建設であります、合わせて157万9千円となっております。それ以外に、建物貸付料といたしまして王子製紙旧振内工場貸付料、それと滞納繰越分として合わせて37万6千円、以上を計上いたしております。

委員長 この件についてはよろしいでしょうか。それでは、歳出124、125ページに戻ります。124ページ、125ページ。井澤委員。

井澤委員 8節の報償費のところ、地域おこし協力隊、謝金2名480万円についてお伺いいたします。この2名については、今何年目の方で、2人なのかということと、これまでの協力隊で来ていただいた方の人数、そして現在、その後協力隊の業務を終わった後、町内で在住して生活或いは、お仕事されてる方の状況がどうなのかについてお伺いしたいと思います。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 ここの社会福祉総務費の部分につきましては、アイヌ伝統工芸の関係の協力隊ということで、このうち2名となっておりますけども、1名は今年の7月から平取町に来られた方、もう1名分については、新年度から募集するというところで、2名分の計上をしているというところです。これまでの協力隊の関係につきましては、まちづくり課長から答弁します。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。なければ126、127ページ。櫻井委員。

櫻井委員 127ページの13節の委託料と18節の備品購入費について質問させていただきますが、まず緊急システム受信センター委託料とありますが、これについて平成29年度、平成30年度の実績の人数と、31年度の前定数は何人で委託を出されているのかということと、その下の18節の備品購入費がありますが、この49万3千円というのはこれ何台分でしょうか。それと、端末機とい

うものには期限というものがあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 それではお答えいたします。設置台数ですが、以前48台ということで実績で残っております。そのうち、亡くなったり、撤去した方がおられますので、現状では45台、この委託料についても1100円の45台で12カ月分ということで、59万4千円の計上となっております。新たに購入を予定する端末についても7台。6万4500円の消費税掛ける7台、49万3千円という計上となっております。基本的に故障した場合の修繕、そういうものも若干ですけども2万円という金額ですが計上しておりますので、この修繕の中で対応するというところで予定しております。ただ著しく古くなった場合についてはその都度、状況によって新規の買い替えということも当然あるかというふうに思います。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 この事についてよく詳しくないんですけど、これまでは結構、警報が作動して向こうから通報があって、役場が対応するのかな。利用者のところに行ってどうこうという対応をしたという、その事例というのはどのぐらいあるんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 その緊急通報があった場合、まず、北海道健康づくり財団というところに委託しておりますので、そこからまず本人あてに確認の電話をして、でなければ、協力委員2名おりますのでそちらの方、協力委員がいなければ民生委員とか町の方というふうに連絡来るんですが、今までの緊急通報の状況ですが、発信は月に平均すると2、3件あります。ただし、そのほとんどすべてが間違っって押したということで、実際に一昨年ぐらいに1件だけです。そういう緊急通報をもとに救急搬送されたという事例は1件だけあります。それがあるだけで、それ以降、現在まで全て誤操作による通報ということで報告を受けております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 以前にも警報器の期限切れということで、質問したことがあるんですけど、端末機に関しては故障があった場合だとか、そういう時というきつと考えかもしれないんですけど、これ本当に実際に何か起きたときに壊れていたということがとても心配されるので、期限管理だけ、期限というか、何時つけて大体このぐらいに取り替えましようというような、そういったことは考えて管理を是

非していただきたいと思うのでよろしく申し上げます。

委員長 ほか、ございませんか。井澤委員。

井澤委員 126ページの13節委託料の老人福祉バス運行事業委託料のところで618万1千円ですが、平成30年度のところで補正予算で、マイクロバスを1台、買うということで承認されたと思いますが、この委託料についてはそのバスも含めてでしょうか。その辺お知らせいただきたい。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 老人福祉バスの運行委託料については、町内の65歳以上の方に年間3600円の負担金を払っていただいて、町内路線に限り運行できるという制度でございます。福祉バスとは全く違う制度でございまして、これはもう過去からやっている事業でありまして、利用実績からいくとこれは月に延べ1800人とかという利用になってはいるんですけども、先ほど言いましたとおり社協の補正で上げたビラックルの2号車のそれとは、まるきり違う制度になっております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 それとほかの部分でも出ていたのか、これから出るのか、ビラックルが2台になった時の社協に対する委託料ということでは、今までの1台から補正で入った2台になった時の予算計上されているのでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 介護保険特別会計において計上しております。

委員長 ほか、ございませんか。なければ128、129ページ。130、131ページ。132、133ページ。134、135ページ。136、137ページ。138、139ページ。140、141ページ。高山委員。

高山委員 140ページの19節の負担金の中に多分これはちょっと新規だと思うんですけども、新生児の聴覚検査料助成ということで、確か今年度初めて出てきたと思うんですけど、この内容等について教えていただきたいと思います。

委員長 保健福祉課長。



保健福祉課長	後ほどお知らせしたいと思います。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	1ページ戻って139ページなんですけれども、13節委託料の真ん中付近にミニ人間ドック委託料251万5千円とありますが、これらは町民の成人の方の健康診断等のことですが、以前に松澤委員が一般質問の中で、積極的にこういう健康増進のためにドックというか検診を受けていただくように、何らかのその受けた場合にポイントをつけるというようなことが提案されていたと思いますが、その辺のことについて何か検討されたことはあるんでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	ちょうどボランティアポイントの制度に合わせて、当課でも検討してはいたところですが。今、検討段階ということでこれから必要な状況に応じて、検討を考えていきたいというふうに考えております。
委員長	ほか、なければ142、143ページ。中川委員。
中川委員	142ページの環境衛生費の中で19節の負担金補助金の中で下から6行目、北海道猟友会沙流川支部補助金とありますけれども、これ毎年補助額というのはほとんど変わってないんですよ。それで私ちょっと調べてみたら、ハンターの平取町における数というのが44名ということで、平均年齢が65歳になっているということなんですけれども、あと5年ぐらいしたら、ハンターの方々の鉄砲とかそういうものを返す時期に来ているのかなというふうに思います。そこでハンター養成のために、多分猟友会のほうでもそういう補助的なものを出していると思うんですけども、平取町の鳥獣被害防止計画の中でもハンター養成については述べられておりますので、ここでもう少し補助金を上乘せして、若い人方にもう少し補助があるよということを知らせることをしてもらって、もっととりやすい状況を作ってはいかがかなと思うんですけども、そこら辺のところいかがお考えでしょうか。
委員長	町民課長。
町民課長	お答えいたします。中川委員の言ったようにハンターの資格をとるのに、町のほうで補助しているところです。その内容につきましては、例えば、狩猟の免許の試験の申請手数料ですとか、予備講習、免許申請に必要な医師の診断書等について、全額補助をしているところです。さらに、振興局のほうでやってい

る事業なんですけれども、狩猟の免許の出前教室ですとか、くくり罠における捕獲技術の講習会とかが3年に1度ぐらい、平取町においては平成29年度に確か行われております。そういった講習会を受けてもらった後に、免許を取得することになるんですけれども、このような講習会等の周知をまちだよりを通じながら周知して、被害のある農家の方ですとか、そういう方に資格を取ってもらうようにまちだより等で周知していきたいと考えております。

委員長

中川委員。

中川委員

実際、私の知っている人方にしましても、どうやって免許、若い人方なんですけれども、取得したらいいんだろうという、そういう質問を受けたことがあります。それでやっぱり町としても実際に身近でわかりやすいかたちで、そういう資格に対しての補助等を説明するなりなんなりしていったほうが良いのではないかと思いますので、私独自の考えではだめなんですけれども、猟友会とも話し合ってもらいたいなと思います。

委員長

ほかございませんか。高山委員。

高山委員

143ページの墓地の火葬場費なんですけれども、ご承知のとおり負担金補助の中に、振内共同墓地の地震災害による自主移転に対しては、確か5万円ということで5件分、今年度も見ているんですけれども、当然にして去年は聞いたことがないので実績がないと思うんですが、この内容等について該当する墓地の持ち主とといいますか、所有者に対して、町からこういう制度ができたということ、まちだよりだけでなく、そういうご案内をするようなかたちのPRはしているのかどうか、教えていただければと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。PRの方なんですけれども、まちだより以外にはホームページのほうに記載していたかと思います。

委員長

高山委員。

高山委員

これはそういった意味では町の公共的な町だよりだとか、そういったものだけということになるんですけれども、確か墓地については、墓地の墓石簿みたいなかたちの中に所有者が出ていますよね。今回の僕のところも移転改築したときにその届け出を出しに行ったら、その墓の所有者はきちんと役所では押さえてはいるんですけれども、少しそういった意味では、どうされるのかというのは、近間にいけば、ある程度、情報等わかると思うんですけれども、そういっ

た必要性がないのかどうか、皆さん町の在住の方にかかわる墓地なのか、それとも墓をつくったり、守っている人が遠くにいるのかどうかも含めて、そういったPRというか、そういう制度もやっていますよということをもっと積極的に知らしめる必要がないのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 お墓が倒壊された方の中にはお墓を移転する方ですとか、もしくは墓じまいされる方とか、いろいろな方がいると思いますので、今現在は何とも言えないんですけども、まず年が明けてからというか、雪がなくなってから現状をもう一度把握してお墓の状況を見ながらそのあとをどうするのかというのを、墓石簿ですか、そういうのを見ながら該当する方に連絡をとって、お墓の処理を委託するようなかたちになろうかなと考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 内容等についてわかりました。結果的に町有地でああいうふうにクラックが入って墓地が落ち込んでいるという状況で、墓地の持ち主の方等々については分かったんですが、町としては落ちているところについては、31年度でどうこうしたいということがちょっと予算の中では見えないんですが、その考え方というのは崩れた墓をどうするかということ、内容等というのは勉強不足でちょっと忘れてるんですけども、何かそういった対応策があったのかどうか、あるのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 クラックが入って地すべりが起きているところについては、31年度の災害復旧か何かでやるようなふうには聞いております。その上に立っているような方については先ほど言ったように、墓地の自主移転をする方については、そちらの方で対応しようかなと思っております。

委員長 ほか、ございませんか。保健福祉課長。

保健福祉課長 140ページで高山委員の方から質問ありました新生児聴覚検査料助成の7万5千円の件についてご回答いたします。これは、新生児の聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、音声障害の影響を最小限に抑えることを目的として検査費用を助成するという事業です。積算の内訳については1人3000円限度に25名ということで、実は予算上、新規に計上されておりますけども、去年は妊産婦交通費宿泊費助成のなかに一緒に含んで計上されていて、今回、別に新

たにということになっていきますけども、ただ項目をあげて去年から実施されている制度を今回は別に計上しているということになっております。

委員長 高山委員よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 今の高山委員に関するところでお答えいただいた中で、各町の新年度予算の中に新生児聴覚検査が入っている町村は日高管内でも2町くらい記憶があるんですが、新たにこの聴覚検査について国からの新たな助成金が出たので各町もやっているということなんですか。その辺いかがですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 これは、30年度からの先ほど言ったとおり、事業ということで、そういう国の母子健康保健法に基づいて実施されるもので、財源措置というものではなくて、それぞれそういう母子の健康の増進のためにということで、独自の市町村の考えでやっているという事業でございます。

委員長 ほか、ございませんか。なければ144、145ページ。146、147ページ。148、149ページ。櫻井委員。

櫻井委員 149ページ13節の委託料、とまとの里構想推進事業業務委託料についてですが、総合計画の報告の際にもいろいろございましたが、今回は正直言いまして、この内容等検討させていただいたんですが、本当に皆無と言っていいほどわからないことでありまして、ここの中から汲み取れるのは恐らく委託料総体で1481万4千円のうち、委託料にかかる分が差し引くと770万円ということで、これについては間違いありませんよ、課長。これを恐らくは、コンサルにどのようなかたちで投げかけるのかというのは後から聞きたいと思います。それと、これ残り恐らく1千万から770万引くと230万円という金額が出るんですけど、これについての事業は何に使うのかというのはまず、これから汲み取れないということと、総合的に見て産業厚生常任委員会の中で説明されたことの中をもう一度ちょっと見させていただいたんですけど、それによると後継者対策、農業人フェアへの参加も含めて、新規就農者対策事業、あるいは消流対策助成金との関連があるのかなのか、それからトマト和牛フェア事業費として一部でも使われるのかどうかということがまずわからない。それから貸付金は説明いただいたのでそれはいいですが、正直言って本当に中身まるっきりわかんないんですよ。できればこれ、ここで説明を受けてもいいんですけど、文書というかペーパーか何かで、委託金の内容とそれと残りの230万円に関するものと、それと、もしかしていろんな今、申し述べさせていただいたのに関連して、ここの資金をこれに使うんだよということがあ

だったら、それが明確にわかるような資料というのをまず見せていただいと  
うか、示していただいて、それから質問をしていきたいと思うんですけどい  
かがですかね。

委員長

産業課長。

産業課長

まず一通り口頭でご説明でもよろしいでしょうか。おっしゃるとおり、委託料  
不記載になっていますから金額を言うわけにいかないんですけども、差し引き  
でそういう数字が出るのだと思います。まずその中身、後に置いておいて、残  
りの部分でありますけども、まず1点目としては新規就農者対策の関係で使わ  
れるお金を計上しております。これはまず旅費が80万円であります。そのほ  
か新規就農者対策のブースの出展料が70万円。

委員長

すみません、課長、もう少しゆっくりお願いします。

産業課長

すみません。新規就農者対策の旅費、これは東京、大阪へ向けて、農業人フェ  
ア等に参加をする部分の旅費であります。80万円を計上しているところであ  
ります。それとあわせて、新規就農者対策用のブース出展料、いわゆる農  
業人フェアにおけるブースの出展料でありますけども、それが70万円。あわ  
せて広告料ということなんですけども、新たに今まではリクルート社の新農業  
人フェアというのに参加をしておりましたが、その倍増を目指しますので、  
マイナビが主催をする農業人フェアにも参加をしていくところでもあります。  
マイナビにつきましても、マイナビ独自のウェブ、ホームページがありまして、  
そこにまず冒頭ヒットするようなランクがありますので、最初にトマトをやり  
たいとかと言うと平取町がどんとアップしてくるような、そういう仕掛けにな  
っておりますけども、そのウェブ広告料として、30万円を予定しているところ  
であります。その他消耗品でとまとの里構想の冊子及びパンフレット等、ト  
マトの本等の増刷分を50万円程度見ております。残りが先ほど言いました7  
70万円の委託料というかたちになります。この委託料につきましても今説明  
してよろしいでしょうか。あわせて説明をさせていただきます。長々と説明す  
るのもあれですので具体的に何をやるのかということなんですけども、北海道  
新聞社とタイアップをしまして、一つは札幌市内アリオにおきましてその広場  
での物販とステージイベントを2日間開催をしたいというふうに考えていま  
す。あわせて北海道新聞社からの提案でございますので、札幌の北海道新  
聞社1階、DO-BOX、アルファベットでありますけども、DO-BOXと  
いうスペースがありますが、そこでの物販のイベントの開催が2日間というか  
たちになっております。それとあわせてそれらのイベントの周知と新規就  
農者を募集するという北海道新聞全15段の広告、これは全道版でありますけ  
ども、それが1回というかたちになっております。これが道新との提携でやり

ます残った部分の委託料の内訳になります。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

今一連の説明聞いてこの230万円については、だいたいわかったんですけど、これ農業人フェアの消耗品だけで50万円と言ったのは僕の聞き間違いですか。違いますか。すみません。

委員長

産業課長。

産業課長

消耗品の50万円につきましては、今年度作成しましたとまとの里構想の冊子及びトマトの本という冊子がありますし、あわせて今パンフレットを作っておりますが、それらの増刷分というふうに考えております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

あと新聞社、道新社のDO-BOX、よくわからないんですけど、これに770万円ということですね。これ770万円の効果といいますか、期待されるものというのは何があるんですか。

委員長

産業課長。

産業課長

本年度、このとまとの里構想の中で、びらとりトマト43億円の経済効果について一定程度、二十一世紀総研による調査をしました。その発表は先日、シンポジウムの中でも行いましたが、その経済効果が一般的に言われている経済効果は41億4700万という報告がなされております。その大半81%以上51億円以上が、農業関係の波及効果であります。それ以外にもサービス業4億円、商業1.9億円、製造業1.7億円と、さまざまな方面に波及効果がなされておりますし、あわせてトマト農家でのアルバイトや、選果場でのパート職員など地域での雇用につながっており、農家さんが営農だけではなく生活に対して購入する物品や食料品、飲食店の活用などに波及効果が間違いなく広がっているという報告がなされておりました。それらを含めまして、やはりこれは地域の大きな経済力というふうに判断をするところであります。トマトの販売高は40億を超えており、肉牛の販売高12億、水稻の販売高5億をはるかに超えるもので地域経済力の牽引役と言ってもいいというふうに考えております。そのトマトの今後の将来性を考えていきますと、現状の農家さんや後継者の皆さんにも自信を持ってトマト生産を行っていただけるように、今でもブランド力のあるびらとりトマトであります。さらにブランド力の向上を図り、生産を意欲的に行っていただけるように宣伝PRをしていきたいというふうに

考えております。その具体的な方法、一つの手段として、札幌市内のスーパーにおきまして、産直市場を展開し、あわせて北海道新聞全道版による広告でとまとの里平取の宣伝と新規参入者の募集を行うことで、ブランド力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。幾ら有名なブランド力でありましても、紙媒体や映像媒体での露出が少なくなれば他の産地と同じような商品となってしまふというふうに考えます。選ばれるトマトとして、びらとりトマト、選ばれるまち、選ばれる産地としての平取町を目指し、これから3年間、とまとの里構想の実践に当たって参りたいというふうに考えます。それらを継続的に行うことで、最終的に訪れたいまち平取町、住んでみたい平取町へ結びつけることができれば大きな成果だというふうに考えております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

完璧ですね。これは、それこそ産業厚生常任委員会のほうに提示されたものをちょっと取ってもらったんですけど、この中でありたい構想というか、あの中で、この間の説明会にも伺わせていただいたんですけど、目的というのが、本当のこの里構想の、本当の目的というのは今の生産量を維持するかということと、新規就農者も含めてですけど維持するかということと、あと平取町に住んでトマトによる健康づくりというのかな、それで、その2本柱がこの目的だったはずなんですよね。ところが今説明を聞くと勿論そのことは入っているのはわかるんですけど、ほとんどが770万円てね、委託されるほとんどがそれとはちょっと外れたところにお金使い過ぎているという感じがするんですけど、そういうことではないんですか。

委員長

産業課長。

産業課長

先ほど言いましたとおり、やはり一定程度のブランド力というのは大事だと思っていますし、それをなくすというのは選ばれる産地、選ばれるまちから落ち込んでいくんだと思っています。そのためには、露出を多くしていく、少しでも多くの人にびらとりトマトに触れてもらう、そしてあわせて、紙媒体、道内においては北海道新聞というのは大手の新聞でありますから、そこにおける広告を定期的に行うことによって、全道にアプローチをしていく。それは、単にびらとりトマトのブランド力を上げるだけじゃなく、新規参入者に対する呼びかけも行っていく。とまとの里として、平取町は常に情報発信をしているということを北海道新聞を利用して進めていきたいなというふうに考えております。大きくはずれてないというふうには考えております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員 ずれているとは言っていないんだけど、結局その費用はね、そっち側に使い過ぎていて、このとまとの構想の目的から、本筋からちょっと違うところか、そっちのほうに要するにお金を使い過ぎていないか、僕らが聞いている説明とはちょっと違うんじゃないですかということをお願いなんです。

委員長 産業課長。

産業課長 新規就農者を増やしたい、今いる農家さんに自信を持って生産をしていただきたい。そのためには、びらとりトマトのブランド力を上げるびらとりトマトのブランド力を継続していく、そのためにこういう宣伝活動が必要ですという意味で、こういう事業展開を予定しております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 わかりました。あと最終的にというか、だいたい説明聞いて内容等についてはある程度理解できるんですけど、この予算書のあげ方というのがあまりにも乱暴過ぎるとか、誰に聞いてもこれわからないというような内容であげるといのはやっぱりだめと思う、基本的に。今後においてはこういう計上の仕方は絶対まずいと思いますので。これで善処していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長 産業課長。

産業課長 予算書のあり方でありますので総務課のほうと財政当局と検討しながら、どのようにわかりやすい予算書にしていくかについては、検討させてもらいたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。井澤委員。

井澤委員 先だつてとまとの里構想のシンポジウムが行われて、200人ぐらいの人が公民館に各地区にバスを出して送迎したということのなかで、大勢の方が参加して著名な、テレビよく出ている尾木ママという方が、トマトが好きだということで協力していただいたということのなかで、宣伝という意味では効果があがっていると思うんですけども、新規就農者に今後も継続して来ていただいて、就農してもらうということがあるんですけども、一方そのトマトの生産をどう拡大していくかということのなかで、出荷している市場からは、できれば通年でも出荷してほしいと、とても良いトマトなのでということがありますけども、北海道のエネルギー事情があつて冬季間のか寒冷期に入るとこの栽培は難しいなということがありますけども、びらとり農協においても産業課においてもハウスで施設栽培してやるんですけども、その新しい木質チップエネルギー



一だとか、太陽光、自然エネルギー等を利用するという点に関しては非常に農協も役場も産業課っていうか、消極的でそういう意味でその市場のニーズにこたえていく、今びらとりトマトについては市場においてはブランドとして確立していてとても良いものだという。そして加工品としてのトマトジュースについても評価が高い。だからそういうなかで、本当に市場のニーズに応えられるようなことを片手間でやるのでなくて、もっとエネルギーなしには、要するに温度、温水とか電気そういうものがなしにはやれないという状況があるんですけど、そのことに対する何というか取り組みがまだまだ弱いんじゃないかという中で、こういう目立ったことをやって、観光振興にもつなげるということもあるのかもしれないけども、その辺のところ、本業のトマトの本来の生産、品質の良いトマトを長期間、また、出荷数量も増やしていくという、そういったものの基本的な条件の点について取り組みが弱いように思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 井澤委員もう少し簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。産業課長。

産業課長 はい、おっしゃっていることは重々わかります。苫小牧のJファーム等を見させてもらっておりますので、通年10か月30段まで取って10か月ハウス運営をするというやり方も聞いてはおります。ただ、うちの町のトマトキュウリ部会の方針として、ほかの町とは違い、接ぎ木をしない、自根でやっていく、さらには、8段、10段で止めてトマトをつくっていく、それが、びらとりトマトなんだという熱い思いがありますし、トマトキュウリ部会の規約規定の一番最後に、そういう思いも書かれておりますので、今回とまとの里構想の中でも、そこまでは書かなくてもいいと言われてきましたけども、やはりそういった農家さんの思いについて、書かせていただきました。農家さんがそういう思いで自分たちの身丈にあった生産をしていく、決して乱暴なことはやっていかない。生産をすることによって再生産をするお金と、自分たちが生活をしていくお金を得て、それでおいしいと言ってもらえるトマトをつくっていききたいんだという思いは大事にしていきたいというふうに考えておりますので、町としてこれ以上のことを今のところ推し進めるという予定にはなっておりません。

委員長 ほかがございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 先ほどの話なんですけど、もう一回文書というかペーパーで出していただけますか、内容。もう一回精査しますので。

委員長 産業課長。

産業課長 もう一度精査をするんですか。わかりました。

委員長 ほかございませんか。なければ150、151ページ。松澤委員。

松澤委員 150ページの21節の貸付金です。トマト和牛フェア実行委員会の貸付金ですが、金額というよりも、いつも思っているんですけども、和牛に対するPRと申しますか、そういうことにはすごく一生懸命力を注いでいらっしゃるんですけども、それについて成果はあがっていると私も思っていますが、その辺に關しまして、これから町営牧野等の計画とかも、この間、説明を聞きまして安心はしたんですけども、後継者不足とかそういうこともこれから先あると思いますけども、和牛の肉の方の確保についてこれからのことをどういうふうに考えているか、今一度、聞いておきたいと思いますが。

委員長 産業課長。

産業課長 2年前から平取和牛の肥育の出荷頭数が落ちてきているということで、畜産公社に肥育牛拡大計画というのをやっていただいております。現在、繁殖牛が30頭足らずだったのが、この春60頭を超えております。最終的には80頭を目標にしておりますので、来春には80頭に到達するものだというふうに考えております。80頭繁殖がいれば、購入は、今まで100頭買っていたのが70頭に落とすことができ、合わせて150頭の出荷ができるというかたちになりますので、素牛価格市場が、今現在70万台で推移をしておりますが、70万、60万を切らなければ、なかなか買って、肥育をかけて販売をするという、農家はかなり厳しい。町内では、畜産公社だけなんですけれども、それを解決するために繁殖を増やすという今回の計画でありましたので、来春以降については、かなりいい数字が畜産公社としては見込めると思っております。ただ、素牛価格の市場がこれ以上、下がらない限り町内の素牛農家が肥育農家への転向というのは、かなり厳しいものだというふうには判断をしております。それにつきましては、びらとり和牛の振興組合のほうとも相談をしながら、これからどうしていけばいいのかについては、相談させてもらって、町として、何か助ける手だてがあれば、それらについても検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほか、ございませんか。なければ152、153ページ。154、155ページ。桜井委員。

桜井委員 154ページの16節の原材料費なんですけど、これは説明がございまして平取町120周年記念で使うというものでしたよね。何か説明がよくわからなかったんですけど、義経神社ではなくてということですか。これ場所はどこに限定されたんですか。

委員長 産業課長。

産業課長 これは、従来から要望のありました義経神社のところに桜を植栽したいというふうを考えております。桜はニトリザクラということになります。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 義経神社といっても、今老木というか、かなりの木があって、どのあたりになるんでしょう。

委員長 産業課長。

産業課長 今現在、町民体育館の裏から鳥居の方にかけてということで、一応冬の間、踏査をし、30本程度は入り込みが可能だというふうに現場は見ておりますけども、一応、斜面の見える範囲に植えつけをして、これから老木等があれば整理をしていくというような、段取りでいきたいなと思っております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 今、30本と聞いたんですけど、120本って僕聞いていたんですけど。

委員長 120周年じゃないですか。

櫻井委員 120周年に合わせて、120本ではなくて、30本なんですか。そうですか。失礼しました。30本で85万円ですか。

委員長 産業課長。

産業課長 すいません。50本の間違いです。申し訳ないです。120年で50本を植えるという。あまり植える箇所がないので、本数は少し制限しております。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 今のことにしまして、その義経神社の法面というか、桜の木が植栽されているのは10年前ぐらいからあって、余り大きくなってない木があるので、あれはどこが管理しているのかなと思いつつ、現地に入っていった時見たんですけども。義経神社のものなのか、町のもので植えられたものがある、さらにそれに植栽を斜面にしようということなのか。場所と、今植わっていたのが町の事業にかかわらないことなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 義経神社の周辺につきましては、ここ数年、平取の商工会のほうで桜を植樹していただいております。町の方から6株の配布ということで桜を配布いたしまして、商工会が植えていただいているというかたちになっております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 余り育たないような状況で私には見えるんですが、下草刈りとか、施肥とか、その辺のことについても商工会に補助した上か、商工会自身はその辺の維持についても、維持費も負担した上でやっておられる、そしてその上に、新たな120周年で、その同じ場所なのか近隣なのか、そのところをお知らせ下さい。

委員長 産業課長。

産業課長 まず、場所につきましては、120年で植えるのは斜面のところでありますので、違います。商工会が植樹をしていただいたのは、神社の境内及びその上というかたちになります。それとそれの維持費につきましては、町の方では特段助成はしておりません。商工会がいろいろ研究をしていただいて、まくものをまいたりですとか、柵をしたりということでやっておりますけども、シカの食害がかなり激しいということで、毎年植え替えたりしているというふうには聞いております。

委員長 ほか、ございませんか。なければ156、157ページ。158、159ページ。松澤委員。

松澤委員 158ページの13節委託料、その委託料の4項目なんですけど、30年度はふるさと納税寄附システム利用料とインターネット公金支払い利用料だけなんですけど、今年2つ増えていまして、ふるさと納税システム利用委託料と寄附金受領証明書発行業務委託料が増えておりますが、このことについて内容等教えていただきたいと思っております。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは説明させていただきます。ふるさと納税につきましては、当初予算から見て非常に伸びているということもございまして、新年度、1億5000万円見込んでいますけども、従来と同じというかたちですと、非常に伸び代が難しいんじゃないかという考えのもとに、まずは、広告のWeb関係のものを増やしたということが1点ですね。それでシステム利用委託料というのは、

一応、今ポータルサイトで、ふるさとチョイスの中で、さとふるを増やしたということもございまして、これが544万という部分でございまして。あともう1点、寄附金受領書につきましては、これは発行サービスということで、寄附金の受領書の証明書の発行サービスをやってもらうということでの部分でございまして。

委員長 よろしいですか。松澤委員。

松澤委員 30年度は、発行サービスはしてなかったということなんですか。受領書は発行してなかったということですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 30年度も、一応、予定入っております。新規ではなかったです。

委員長 松澤委員。

松澤委員 30年度の委託料の中に入れてなかったものですから、伺ったんですけども。寄附金受領証明書発行業務委託料というのは、33万6千円、30年度のほうには見当たらなかったんですけども。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 去年の委託料の数字が、今、手元にないんですけども、含んだかたちで委託料を見込んだということです。

委員長 よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 11節需用費の中の8538万8千円、消耗品費がほとんどですが、これについては予算説明のところに1億5000万相当のふるさと納税を予定する中の返礼品ということで、計上されているというように説明があったんですが、総務省が言うところの要するに具体的な返礼する物の価格を30%程度に抑えなさいということからはちょっと数字が合わないように思うのですが、その他の送料とか諸経費は、この消耗品費等の中に含まれている結果このようになっているんでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長	この中に、返信用の封筒の関係及び送付料も含んだかたちで入っております。それで実質的に30ちょっとという感じにありますけども、現在については30%の範囲で対応しております。
委員長	ほか、ございませんか。なければ160、161ページ。162、163ページ。164、165ページ。櫻井委員。
櫻井委員	公園管理費について全般のことなんですけど、今、崎廣課長の方から義経神社の桜を植えるという声をいただいたので、幾らか気にとめていただいているんだなということは分かったんですが、ここ数年、かつては平取町の義経神社というと観光の名所として上位にいつもあがっていたんですが、昨今、イオルの関係だとか、アイヌのそういった関係であまり注目されることがなくて、すずらん群生地だとか、そっちの方にどうしても観光の費用といいますか、施策が偏っているように感じているんですけど、義経神社は本当に、皆さん知っているとおりに良い神社なんで、今後ともぜひとも見にといいか施策の上位に挙げていただきたいとは思っているんですけど、せっかく観光商工課ができたにもかかわらず、少しも義経神社に対する目が向けられていないということが残念なんで、今後についてどう思われているのか、それについて伺いたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えします。義経神社の関係につきまして、特に力を入れていないとか、ほかに傾注しているという考えで実施しているわけではないんですけども、宮司さんといろいろ細かいところは協議しながら進めてはおります。それで積極的にツアーの関係のバス等も含めて誘導して喜んでもらったり、そういった実績は現在進んでいるところでございます。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	目に見えて例えばこの前から言っているんですけど、境内の方の老木を早く処理して新しい木を植えていかないとどんどん桜なくなりますよと、警告ではないんですけども、本当に町の有志の方々も含めてそれを懸念しているんですけど、本当に実行に移されていないというか、代わり映えのしない事業が続いているので、それをちょっと懸念しているんですけど、それについてはいかががお考えですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工	神社の境内の関係は前、議員さんがおっしゃったとおりご意見貰った中で、違

課長           う花を植えるという一つの考え方も今検討はしているんですけども、ちょっとまだその検討段階においてどこから持ってくるかとか、どういうふうに整備するかということで、花菖蒲も含めた中で協議しているところでございます。

委員長       櫻井委員。

櫻井委員     本当に平取町の観光地としては本当にいい場所なんで、ぜひともお考えをいただきたいと思います。やっぱり神社に来ることによって、本町にも人が闊歩するという状態にもなると私思っているんで、そのことをもう少し重要な案件として捉えて考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長       井澤委員。

井澤委員     今、櫻井委員の義経神社のことにかかわってきますが、委託料の中で義経資料館維持管理委託料90万円とありますが、これについてはどこか決まったところに毎年委託しているのでしょうか。

委員長       観光商工課長。

観光商工課長   これは資料館の維持ということで、宮司さんの方をお願いしております。

委員長       井澤委員。

井澤委員     その場合、所蔵しているものとか展示しているものについて、それでは宮司さんが管理しているということですけども、文化財的な観点で、櫻井議員がおっしゃたふうに観光として十分な資料として耐えられるようなものにするためには、宮司さんばかりでなくて、神社は宮司さんばかりでなくて文化財課とか、要するに教育委員会サイドのこの目も入れるということの必要性はないでしょうか。

委員長       観光商工課長。

観光商工課長   館内の貴重な建物というか、物につきましてもは保険をかけて一応保護しているというかたちで行っております。その文化的部分に対応するかとなると、また協議の関係もあると思いますのでそこはこれから考えていきたいと思っております。

委員長       休憩します。2時10分再開といたします。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時10分)

委員長 再開します。先ほどの124ページ、協力隊の関係についての答弁から、まちづくり課長。

まちづくり課長 先ほど井澤委員の方からご質問のありました地域おこし協力隊の状況でございますけれども、平成23年度から平成30年度まで、平取町で地域おこし協力隊として採用したのが全部で10名おります。現在1名、今年度、30年度採用した方が1名おまして活動中ということになりまして、それ以外の9名の方については、任期満了もしくは途中で地域おこし協力隊をやめております。その内、現在、平取町内に残っている方については5人の方が残っておりまして、4人の方については既に平取町から離れているというようなかたちになっております。

委員長 それでは164、165ページ。松原委員。

松原委員 163ページ。

委員長 163ページ。はいどうぞ。

松原委員 163ページの委託料で二風谷の観光公園の除雪業務委託料なんですけども、去年は除雪機を買って購入して委託料が90万円だったんですけど、今年除雪機や何かあるにもかかわらず、151万9千円になっているんですけども、これはどういうふうに、内訳を教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 この公園の除雪費については一応予算的に昨年までは文化財課の方で予算組みして、そちらで備品購入しておまして、今年から公園管理の部分含めて、観光商工課の方で予算組んだということの、これは除雪の管理の部分です。

委員長 松原委員。

松原委員 これ管理は去年と場所は、面積だとかそういうのは同じなんですか。

委員長 観光商工課長。



観光商工課長 昨年から見ますと園路とか、追加になっている部分とかはございます。

委員長 よろしいですか。ほか、164、165ページ。166、167ページ。168、169ページ。170、171ページ。172、173ページ。四戸委員。

四戸委員 2目の災害対策費の中で、8節の報償費、図上訓練について伺いたいと思います。最近では災害に対しての図上訓練が毎年行われているんですが、これがだめだという言い方じゃないんですけども、最近、昨夜もテレビを見ていたら、昨日やはり東日本の大震災なんか、あれを見ていたら、災害が昨日のように夢に浮かんで、本当に気の毒な生命をなくしたり、家をなくしたり、本当に大変な災害でございました。また平取町においても昨年の9月6日に東部胆振の地震がございまして、今まで私たちも経験のない、町民の方も本当に驚かされていた大きな地震でございました。そこで聞きたいのは、まずこの災害に対しての訓練行われたのは平成に入ってから、いつ行われていたかそれについてまず伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今ちょっと資料持ち合わせていないので後ほどご回答したいと思いますけども、当町では図上訓練を主にやっております、ちょっと資料調べて後ほど回答したいと思います。

委員長 四戸委員。

四戸委員 私の記憶では、平成15年の大きな災害あったその付近、次の年か次の年ぐらいいかなというふうには理解しておるんですけども、まず、次に聞きたいのは、なぜ図上訓練でそういう以前みたいな様な自治会を中心とした訓練が行われなのか。何かそういう考え方があるのか。行なわない考え方があるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 行わないというわけではなくて、各自治会等には災害訓練等を実施しませんかという呼びかけは毎年しておりますけれども、なかなか実施をしていただける自治会がないということもありまして、それでうちのほうとしては、そういう図上訓練等によって啓発を主に今やっているというような状況で、協力していただける自治会等があればどんどんそういうのはやっていきたいなというふうには考えております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

自治会の考え方もあるのかもしれませんが、私は最近やはり高齢者が増えて障がい者の方も結構いらっしやいまして、子どもの数は少なくなったけども、平取町にとっては子どもは本当に大きな宝です。やっぱり町長も執行方針の中では町民の生命や財産は本当に守っていかないといけないということも言われております。図上訓練もだめだと言いませんけども、やっぱり聞いて左から右に抜けていく、災害マップもございますけれども、高齢者等はやっぱり大きな災害がきたときに自分はどこに避難したらいいんだとか、やはりそういうものも含めた中で、自治会に理解していただいて、町民の生命や財産を守るために、そういう弱者といたら怒られるかもしれないけども、常に災害にはそういう方が犠牲になっていくわけですから、やはり町内会を中心にして、助けていかなければならないのでないかなというふうに思っておりますけども、その辺の考え方、副町長どのように考えておるか聞きたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。防災に関しましては、昨年の9月6日の今まで経験したことない地震ということがございまして、正直申しまして当町の災害はやはり降雨、洪水等による、歴史的にもそうでしたし、そういうものにだいたい特定されるのかなという印象がありましたけれども、実際9月6日にあれだけの地震が起きているということで、まだ大雨、洪水ですと非常に最近そういった気象情報も収集しやすくなっていますし、対応もより迅速にできるところがあるかなと思いますけども、地震となりますと本当に瞬時的なものですので、その防災をどうするかというのは非常に大きな課題だというふうに思っております。今そういったことを想定しての訓練ということもございますけれども、自治会の協力が得られないということもありますけども、やはり実際に体で覚えると言いますか、体験しないとかなかなかこういったものは身に付いていかないんだらうというふうには考えておりますので、ぜひ色々な方の協力を得ながら全体が無理であれば、部分的なところとか、そういういろいろ工夫しながら、ぜひ実行に移したいというふうに思っております。あわせて今、要支援者と言いますか、いわゆる弱者というところですね、高齢者ですとか障がい者、子ども、この辺の子どもは保護者いますけども、要支援者マップづくりとか、それからデータベースづくりを今一生懸命やっているところですので、そういった基礎的な情報もしっかり整備しながらぜひ迅速に地震ですともう起きてしまうとうどうするかというところなので、起きた後、例えば町内会のここだけで安否確認し合おうとか、そう言った本当に、まず基礎的な動作と言いますか、そこが非常に大事なところありますので、その辺ぜひまた地域の方々いろいろな協議させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

委員長 ほか、高山委員。

高山委員 今回の災害対策費の中の13節委託料なんですけれども、これは要支援者台帳システム整備業務委託料ということでちょっとお聞きしたいんですけれども、先般はそういった意味ではいろんな各自治会だとか、関係各団体の持ち寄りだとか、それから今副町長が言ったように、そういった意味では社会的弱者の方々を把握するための先般、条例整備したやつの子システムの整備業務委託料が514万8千円ということなのではないでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 そのとおりでございます。

委員長 高山委員。

高山委員 特に反対するものではないんですけれども、少し反対しているんですけれども、そういう意味ではこの要支援者のシステムについては、平取町の独居老人が400人程度、日中独居になるという方、独居老人の中でもまだ元気な方でこの要支援者名簿に載らなくてもいいような方がいるんですけれども、4、500人という想定でいくとこのシステムについては、何をどう入れるのかということについてはどのように考えているのか。そして、何回も質問すると失礼なんですけれども、これ、初年度500何万かかりますけれども、次年度以降その保守点検の経費というのはかかっていくのかどうか、それをちょっと教えてください。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 まず入れる内容なんですけれども、独居老人だとか、あと障がい者だとかのデータを取りあえず取り込みまして、その他に地図情報ということで、この方がどこに住んでいるかというのをある程度把握できるようなかたちにしていきたいなというふうに考えております。ただ、それだけだとまだ全て完璧にはならないものですから、実際に援護が必要な人が他にもいる可能性もありますし、名簿に載ってはいらなくても、実際には元気で大丈夫だとか、住民基本台帳上は独居老人になっていますけれども、実際にはご家族と一緒に住んでいるという方もおりますので、その辺については地域のほうにも情報を共有しながら名簿の整理をしていきたいなというふうに考えております。あと、システムの維持経費については若干かかっていくかたちになっていきます。

委員長 高山委員。

高山委員

条例つくるときもちょっとあれしたんですけれども、障がい者の把握だとか、要支援者の把握というようなことで、システムに入れるということの他に今聞くと、その方がどこに住んでいるかというような地図情報だとか、きっとこれから入るであろう例えばその方に身内が地元にいなければ、緊急の連絡先だとかというものは一様にして入るんじゃないかなと思うんですけれども、前に僕条例の時も言ったんですけれども、それぐらいの内容、条例できているからあまりあれですけれども、そういった内容等については福祉なりそういったところでもう既に、この方と言ったらその方の第一連絡先とか、そういうものがあるんで、条例でいう地域の自治会から提供を受けなくても一定程度先に先行して作って、そして補完するようなかたちで地域から情報をいただければ、これは案外そういった意味ではシステムを入れるほどでなくても対応できるのかなと。今2年目からの保守点検料が若干変わりますというけれども、何のシステム入れても万単位でないんですよ。10万単位のお金がやっぱりかかるんですけれども、これ入れるということになれば次年度以降の保守点検は若干かかりますではなくて、どれぐらいかかりますというの、もう既におわかりになるはずなんで、そのことも含めて教えていただきたいということと、前にも言っているように要支援者を各自治会から情報もらうのではなくて、先行しながら、各関係団体と調整すると、少なくとも福祉と相談するだけでも相当量の情報がとれるかなということもあるので、内部の連携をきちんと対応することによって、この目的の70%、80%はカバーできるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう利用をお願いしたいのと、保守点検は今年入れれば次年度からいくらということには一定程度は想定はしているんですよ。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

保守点検については想定しておりまして、金額今押さえておりませんので後ほどお答えしたいと思います。それと今高山委員言われたとおり福祉だとか介護の情報はずでにいただいて、ある程度名簿のほうは作っているんですけれども、ただそれだけだと本当に名簿上というか、台帳上だけなものですから、実態とあってない部分がありますので、それも含めて今後システムの中で整理をしていくということで、今回要支援者台帳システムということで整備をさせていただくようになっております。

委員長

高山委員。

高山委員

余計な話ですけれども、システムを入れると完全なものができるじゃなくて、今の持っている福祉だとか持っているそういった要支援者の名簿等については、実態に即した内容等になっているので、予算上がってきていますから、これはいらぬとは言えないんですけれども、そういった活用の仕方でやると、

かなりなカバーで対応ができるということで、今福祉で持っているだとか保険で持っているだとか、社協で持っているというのは、実態に即したそういった名簿ですぐにでも使える名簿だということになりますので、本来であればシステム入れなくてもそういった個々のパソコンだけでも対応ができるかなと思いますけれども、私はそう思うんですけれども、システム入れるんでより正確な緊急連絡先なんかも全て網羅したようなかたちになるかと思えますけれども、中身はそういうことではあると思うんですけれども、仕方がないので1点だけあと保守点検でどれぐらいの金額が毎年かかっているのかということの後でまた教えていただければと思います。

委員長

町長。

町長

私のほうからちょっと答弁したいと思います。やはり町民の命を守ることが、財産、生命を守ることが、第一条件だと思いますし、まず第一には自助、共助、公助ということで、自らの命は自ら守るということと、あとは地域で助け合うという共助、そして最後に公が公助するというかたちが基本だと思っているところでございます。それでこういうシステムというのは、やはり常に入院したり退院したりとかと常に動きますので、そういうリアルタイムにそういった状況を把握するということが非常に重要でありますし、それを情報共有というか、それぞれ自治会と共有しながらということだと思えますけれども、一番大事なのはやっぱり向こう三軒両隣、東日本の大震災のニュースなんかを見ても、そういう要支援者を誰が助けるのか、行政ではもうこれはなかなか難しい状況にございますので、本当に向こう三軒両隣で、そういう要支援者がいたら、そういう役割を自治会というか、その単位ごとにきちんと決めておくというところまで先を進まなければ、こういった命、財産を守るといことはできないというふうに思っておりますので、その先までであるということをご理解願いたいなど。その一助としてこういうシステムをリアルに把握しながら、いざとなったときにそういった共有をしながら、自主防災組織と連携しながら、そういう弱者をまず助けるというようなことにつながっていくものというふうに思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

委員長

よろしいですか。井澤委員。

井澤委員

今の要支援者台帳にかかわるところで、町長からタイムリーに自治会等にということがありましたけど、今自治会でも町内で戸数の少ない小さな自治会もあれば、本町地区のように大きな町内会もあるということで、そういうことのデータをまちづくり課とこの状況についてどのように新しいデータを入れていくかですけれども、地域での説明の時貫気別・・・説明に私出ましたけれども、毎日新しいデータを全部お伝えするというのは難しいというようなことありま

したけど、初めてのことで、災害、地震等が起きてしまえば、仕様が  
ないということを考えた上で、まず、データが3月末までにはできるんでし  
ょうから、紙のかたちにして打ち合わせのとおり自治会とか町内会に毎月新し  
いデータを入れて、出していただくところから始めるのが具体的かなと。そう  
でなければ、それぞれの自治会とか町内会長さんとか関係者の方に、パソコン  
とかスマホ、端末を持っていただいてそこにデータを発信するというなこと  
になると、今の段階としてはちょっと無理な面もあると思うんだけど、実際  
にそういうことの町内会長さん等についても高齢な方もおられるから、やっぱ  
り紙の媒体で毎月、今のところ出していった様子を見て、もっと短い期間で出  
していくということが、具体的かなと思うんですがその辺についてはどうお考  
えですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 その辺については今後ちょっとどのくらいのスパンでやるの  
がいいのかという部分もありますので、個人情報です  
ので、その辺の取り扱いについてはちょっと慎重に  
しなきゃいけないということもありますので、今後自治  
会等とも協議しながら、なるべく新しい情報を地域に  
おろせるようなかたちで検討していきたいというふう  
に考えております。

委員長 ほかございませんか。172、173ページほか  
ございませんか。なければ、本日の会議はこれで散  
会といたします。あす13日は午前9時30分から本  
委員会を再開しますので、定刻までにご参集願いま  
す。本日はご苦勞様でした。

(閉 会 午後2時33分)